

第四部

[illegible]

りでお聞き願いたいと思います。
先づ第一に性交の目的とでも申しま

りますが、その際に非常に複雑な遺傳
現象が行われます。その結果として

ものの間においてのみ許され、而もも
う少し詳しく申しますと、人の生殖

いてこういうふうな考えが起つたかと
いうことは、はつきり私共にも分つて

でも、例えば母親が同様であつて男性
の方が違つた場合には、元の影響が現
われるわけが起り得ないのでありま
す。生れたその第一回、例えば混血
の場合を申しますと、甲と乙との受
精によつてできた子供には甲と乙との遺
傳が起るのでありますが、今度は甲と
丙との場合に、その乙の影響が現われ
るわけはない。その甲と乙との間に生
れました子供の中には甲乙の遺傳質は
入つておりますが、これが又その子供
が他の者との間に性交して、そうして
できました子供の中には前のが現われ
ます。それと全然無関係な、同じ母親
が第三者、丙なら丙の人とやつた場合
に、乙の影響があるわけはどうしても
考えられません。遺傳学的には……
おわかりかと思ひます。

管めないで、やはり母胎との結合が乳
によつて行われます。即ち授乳という
現象が続きます。乳児という時代が参
ります。この受精、受胎、妊娠、分
娩、授乳という五つの時代は、生殖に
よつて一人の新個体が生れる間の全経
過であります。その全経過に対して母
と父との責任を考えて見ますと、受
精は、男性の性細胞即ち精子、或は精
虫と申します。それと女性の性細胞で
ある卵子、卵との二つの細胞がなけれ
ば、絶対に受精は行われません。従つ
てこの問題については父母両者の責任
は五〇%づつであります。即ちこの受
精という瞬間に遺傳の現象が行われる
のであります。即ち素質というものは、
生れる新個体の素質は、全然父母
両者の五〇%づつの責任が加つてお
るのであります。従つて純血という問
題になりましては、父母両者の責任が
半分づつあるものと見なければならま
せん。ところがこれ以上の生殖現象即
ち受精、妊娠、分娩、授乳というすつ
と長い間、まあ大体に妊娠中が二百八
十日、それからおっぱいを飲ませる時
期が九一年といつたしまして、先づ二ヶ
年間の新個体の發育は全部母親の責任
であります。その点においては男性は
殆んど関與していません。即ち責任はな
い。即ち一〇〇%女性、或いは母性の
方に責任がある。こういうふうな考え
られるのであります。こういうふうな
生殖の経過の責任問題から考えて見ま
すと、遺傳という結果の尊重をこの
点から比較して見ますと、女性を非
常に重く見なければならぬのでありま
す。言い換えれば、男性より受ける影
響よりも、女性から受ける影響の方が
新個体に対する影響は非常に重大であ

ります。無論これは純血という問題を
別にした場合であります。即ち素質と
いう問題を別にしまして、素質以後に
受精以後に、おけるこの環境の支
配は、母性が最も重大な役目を、責任
を持つてゐる。こういうふうな考え
るならば、男性よりも女性の方に重大
な責任を自覚して貰わなければならな
い。で我が國における遺傳に関する今
までの刑法が、偏在的に女性側にのみ
制約が加つておられます。そうしてい
わゆる男性、或いは男系尊重というよ
うな非難が一部には行われております
が、それはどういふわけであらうか
うに偏重されたのであります。これは私
は存じませんが、少なくとも今申述べ
たような医学的な解釈から申しますと
、一面の理由があるものと見て差支
ないものであります。でありますから、
こういう点から申しますと遺傳とい
うものを男女両者に、両成敗をやるも
のとしても、その間に等差、差別を設
けることが合理的ではないか。或いは
不合理ではないか。こういうふうな考え
られるのであります。で、要するに結
論を申しますと、医学的に見まして
遺傳といふものはどこまでも禁止すべ
き性質のものである。その遺傳による
罪の正しき取扱ひ方に関しては、私共
は何等申述べざる資格はないのであり
ます。少なくとも遺傳罪といふものを
存続させることは、医学的には大い
に賛成をしなければならぬものと考
えております。

古畑教授の証言に特別に加えるものは
私にはないのであります。性交によ
つて體質的にどうなるかという問題で
あります。無論これは最初の性交に
対して相當にひどい解剖学的、心理學
的、或いは精神的に影響の起ることは
無論であります。これをその個人を
度外視しまして、子孫という問題、即
ち遺傳という問題になります。遺傳と
は考えられないのであります。遺傳と
いう問題は受精の瞬間に決まるもので
あります。受精後においては全然遺
傳に無関係な、どんなことが行われま
しても、大体に今日の遺傳の知識から
申しますと関係はないわけでありま
す。から、どういふ精神的或いは肉体的
の変化が性交によつて婦人に與えられ
ても、これが子孫にまで同じものが起
得るとは考えられません。ただその性
交によつて受精した場合、或いは受精
した場合、妊娠した場合、その子供
に、その時の両性の性質が傳わること
は無論である、その相手の如何によつ
ては無論起りますが、ただ性交そのも
のによつて、さつき古畑教授の行なつ
た証言のような意味における遺傳的影
響は認められませんか。先ず大体私の証
言いたしますことはこのくらいであ
ります。又御質問によつて、分つてお
りますことはお答えいたします。

○鬼丸義齋君 先共は全く素人であり
ますから、甚だ最近な例で当らないか
も知れませんが、最も愛すると思ひま
すことは、先般もやはりこの委員会
で申上げたことでありまして、犬の場
合に、洋犬が和犬と一回の交尾によつて
受精いたしました場合に、その最初の
一回の受精によつて……その後洋犬の
牝としては、一代のうちに幾回かの分

晩をいたしますが、その分晩の度に
に最初の一回の和犬の交尾ということ
が一つありますために、一代分晩の度
ごとに最初の和犬の子供がでる。そ
れは勿論犬の場合でありますから人間
とは違つてあります。ところが、そうし
た大きな影響が人間にあるかないかとい
うことについて、実は疑いを持つてお
るために伺つたのであります。交接に
よつて、性交によつて遺傳が始まる
ということは、その遺傳といふのは、そ
の交接によつて受精した子供にのみ限
られるのであるか。先程私の例を申し
ましたこととくに混血のような場合に
は、やはりその受精した子供にのみ限
る遺傳もやはり同様に混血的の遺傳を
持つのではないか。例えば先般もこの
委員会から拾兒の案を觀察に参つたの
であります。混血兒が拾兒になりました
。そうした場合に最初種族の違ひ
ますものとの交接によつて、その婦
女子の一代の間にずつとその受精の影
響があるのではないかとすることに非
常に度々持たすので、その点を一
つはつきり伺ひたいと思ひます。

○証人(安藤重一君) 私の知つておる
範圍内で申上げます。今の御心配の点
は、遺傳学的に見ますと全然相違に
属するものと思ひます。大体遺傳とい
うものは、遺傳の担持体が遺傳とい
うものを担つておる。遺傳をする役目
する物質はどこにあるかという、性
細胞の核の中の染色体といふものに潜
んでおるのであります。従つてこの以
外のものでは遺傳は行われないのであ
ります。でありますからして、或る時
の性細胞と性細胞の性質は、それによ
つてできた子孫までは傳わりますが、
今度變ればその次に一方は同様であつ

ても、例えば母親が同様であつて男性
の方が違つた場合には、元の影響が現
われるわけが起り得ないのでありま
す。生れたその第一回、例えば混血
の場合を申しますと、甲と乙との受
精によつてできた子供には甲と乙との遺
傳が起るのでありますが、今度は甲と
丙との場合に、その乙の影響が現われ
るわけはない。その甲と乙との間に生
れました子供の中には甲乙の遺傳質は
入つておりますが、これが又その子供
が他の者との間に性交して、そうして
できました子供の中には前のが現われ
ます。それと全然無関係な、同じ母親
が第三者、丙なら丙の人とやつた場合
に、乙の影響があるわけはどうしても
考えられません。遺傳学的には……
おわかりかと思ひます。

○鬼丸義齋君 いや、分りました。
○証人(安藤重一君) だからさうい
う影響はないわけですか。

○鬼丸義齋君 私の先きに申しました
犬の場合は……

○証人(安藤重一君) だから、こちら
は洋犬であります。日本犬と洋犬と
が交尾してできた場合には、
今度はその次に日本犬と日本犬とや
つても洋犬の影響が残るかというお話
であります。それは残る得ないわけであ
ります。その和犬の生む子供には起
り得ないわけでありまして、その和犬と洋
犬と最初の交尾によつて生れた子供
の中には洋犬の影響は残つております。
今度別な和犬と交尾した場合にできる
ものに前の洋犬の影響は起り得ない。
どうしても考えられません。

○鬼丸義齋君 これは私共のやはり本
当の実験であります。例えば洋犬を
買います場合に血統簿で以て買いま

第四部 司法委員会會議第十五号

昭和二十二年八月十九日

【審議院】

三

268

す。それで和犬との一回の交尾でもありまるといふと、最初の血統のままであつて、純血のままであつたら相当の高價で取引されますが、一度和犬と交尾したというような歴史ができませんと、これはその洋犬の價値は殆んど無價値に近いものである。ということ

は、その後洋犬同士の間で交尾が行われましても、その後の分岐の度ごとに最初の一回の和犬という一つの歴史のために、ずっと何回かの分岐に必ず一匹なり二匹の和犬が出て参ります。これは私共の現に知つております常識であります。それから最初の一回の和犬との交尾によりまして、非常な高價なものが殆んど無價値になりますといふところに、私共は非常な恐れを持つのであります。只今の御説明によると、一回の交尾によつて、すでに分岐が済んだならば、もうそれで以後最初の交尾はすつかり清算されてしまうのであつて、あとには全く何にも残らぬといふことではあります。

○鮎人(安藤重一君) そうです。これはひとり私が素人といふことだけであつて、やはり専門家の医者の方にも聞いて見ましたが、やはり人間の場合同様に考えられる。すでに最初の一回の交尾によつて……受胎せない場合は問題でありませんが、受胎しない時分には最初の何と言ふのですか、精子の發育が全然ないので、そのまま死滅してしまうのであるが、受胎という一つの事実があるならば、それによつてその体質に変化を來す。ただ一回の交尾によつて、一回の分岐で済んで全部清算されてしまうものじやない。こういうふうにも聞いております

ので、その点に對しまして、非常な不確かな純血を營することになつて、この遺傳に對する取扱ひにつきましても、非常に大きな影響があるかと存じまして、伺つたのであります。

○鮎人(安藤重一君) その点は私の或いは知識が足りないのかも知れませんが、最初の例えは犬の場合は、和犬の影響が体に血清学的に或いは精神的にあるといふことは考えられますが、少くとも遺傳といふ問題に對してはどうしてもそういうことは考えられませんか。

○鮎人(安藤重一君) だから、その洋犬が一度和犬と交尾してできたならば、その次にずっと洋犬と交尾しても、その間に狭まつて和犬がでるというふうなことはどう解釈しますか。これは遺傳學といふ本質から言つて考えられない。それは或いは私の遺傳に對する知識が足りないのかも知れませんが、遺傳の方の本當の學者に聽くより仕方がないが、私の今まで信じておる遺傳では考えられないと思つておる。○小川友三君 遺傳問題を中心に今日は専門家の方にお二人おいで下さいまして、誠に我々の参考になつたのであります。この遺傳といふことはお話を伺ひましたが、その場合に、古畑教授のお話の中で、処女反應といふものに對してウィーソンの學者と日本の櫻井博士から性交による血清学的な報告があつたといふことを承かり、それで処女反應といふものが知見できるという事実を知りましたので、これは勿論物理的に見るのではなく、科学的に発見する方法ができた訳であるのであります

す。それで安藤先生のお説は、受精する場合に精子細胞の核内にあるものによつて遺傳ができるという、この二つの大きな學説があるわけでありまして、今鮎人委員の質問は、処女反應によつてこの男女の間に大きな血清学的な変化ができておる。これが遺傳にまで傳わるような場合に思われるのであります。それから遺傳的に見て安藤先生の御説は、受精作用の場合、甲と乙の男女の場合、例えば乙の男子の精子が核を持つて行くからして、それによつて變つた一人のものができる。それ以後は影響はないという御説でありますので、ここに一つの食い違ひがあるように思われるのであります。これにつきまして古畑先生に一つ伺ひ申上げますが、処女反應といふものが世界の醫學的にどこまで認められておるものであるかといふことと、それから血清學上どうした証拠があるかといふことと、処女反應を起すものは何パーセントまでのものが起しておるかといふことを伺ひたいです。

○鮎人(古畑種基君) 先程私が申上げましたのは、処女が初めて男子と性交をした場合に、その受ける変化があるといふことを申上げたのであります。そして、その変化を何かの方法によつて証明することができないか、それは処女反應によつて或いはできるかも知れないといふことを申上げたのであります。このことがこれは性細胞には全然影響を與えないものなのである。安藤教授の説と私の考えとは全く一致しておるのであります。その間に少しも矛盾はないと存するのであります。先程委員の方がおつしやいました混血の問題、例えば犬の問題を挙げられま

したのですが、これはこの遺傳の方で申しますといふと、潜伏遺傳といふものに當るのじやないかと思つて。つまり第一の夫と結婚しておりましたところの婦人が、第二の夫の影響を受けておつて、第二の夫と結婚した後に生れた子供に第一の夫の影響がある。こういう考えなんでありまして。これを潜伏遺傳と言つておられます。これは長い間遺傳學上昔は問題になつたのであります。有名なのはダーウィン先生の書かれておるモルトンの馬といふのがあります。これはモルトンの有名な事件で、その後遺傳學者も大いに研究して否定されたのであります。その當時アラブ種の栗毛の馬に縞馬をかけた。つまり潜伏になる縞馬をかけて、その後その馬に別のアラブ種の馬をかけた。すると縞馬の生れた三匹の馬の中に一匹が縞のところに縞縞、縞馬のような縞が現れた。そうしてたてがみが短かくて立つておる。こういう点が一回前に縞馬とかけたその影響が残つておる証拠であると、こういうことになりました。その後遺傳學者がこれを研究したものであります。これは明らかに観察の誤りであるといふことになつた。その最初の馬、純血だと考へておりましたその馬は、アラブ種とポニーとの雜種でありまして、そのポニーにはよく見るといふと、そういう縞があるので、その縞が現れたのであつて、縞馬のその縞が現れたのではない。その後その遺傳學者はいろいろな畜産動物につきましてこういう關係を詳しくお調べになつておられますが、全部これは遺傳學的に申しますといふと、觀察の誤りという、こういうことになつて、今日では遺傳學的に

は潜伏遺傳といふものはないというのが常識になつておるのであります。で、この御質問の、次の代に影響を與えるかどうかといふことは、性細胞に變化を與えない以上は何ら變化がない。先程私が申上げましたのは、性細胞には變化を與えないで、ただ体に第一回のその性交によつて受けた變化について申上げたのであります。これは遺傳的のものである。遺傳するものは必ず性細胞、男子であれば精子、女子であれば卵子を通じて遺傳いたしますから、これに變化を與えない以上は、決してそういう遺傳的な心配はないのであります。先程犬について觀察せられたようなことは、人間においては恐らく起ることはあるまい。これは今日の常識であると思つておられます。だからその点において、御質問で、私の申上げた証言と安藤教授の証言とが食い違ひがあるようにおとり下さいましたのは、そういう点で食い違ひはございませんので、どうかその点を……

○委員(伊藤修君) どうぞ。それから少し他言に亘るが、養通の方に触れてよろしくございますか。

○鮎人(古畑種基君) 醫學的にこの問題は直接の問題ではないのであります。が、多少遺傳學的にこの問題も取扱つて頂くといふことが或いは必要ではないか。こういう点で多少その点を御説明さして頂きたいと思ひます。

これは朝出がけに通俗の遺傳の本に書いてあつたのをちよつと参考のために持つて來たのであります。今遺傳する性質が二つある。遺傳する性質はいろいろあるわけなんです。これは二つの場合、二つの赤の遺傳因子と黄色

のものを、この場合には因子が四つあつたから、この結婚の間からは九二

のものを、この場合には因子が四つあつたから、この結婚の間からは九二

のものを、この場合には因子が四つあつたから、この結婚の間からは九二

のものを、この場合には因子が四つあつたから、この結婚の間からは九二

のものを、この場合には因子が四つあつたから、この結婚の間からは九二

のものを、この場合には因子が四つあつたから、この結婚の間からは九二

のものを、この場合には因子が四つあつたから、この結婚の間からは九二

二つの場合、二つ赤の遺傳因子と黄色

問題にやないかというのが私のお尋ねする要点であります。何故かという
と、合意のみということであれば、その
合意による結合は、優生学から、遺
傳学から見て、望ましくならざる合意と
いうことが起ると思います。その制約
を是認するならば、却つて悪いものが
段々できます。法律の方は私共の方で
判断いたします。制約論はこれは実
は、私の方の問題であつて、制約を維
持することがいいか悪いかということ
は、遺傳学の方の学問でないものであつ
て、法律の方の議論である。若し制約
論をなさるならば、両性の合意のみに
よつてできるという婚姻関係それ自身
の批判をなさなければいかん。こう
いうように考えますが如何ですか。た
だ無暗に両性の合意のみでいいという
ことを是認するという法律制度である
ならば、これは單純なる優生学から見
たならば、その合意はいかないという
ことを言うていいのじやないか。そこ
に憲法がただ両性の合意のみと言つて
いるということに、遺傳学なり優生学
の方から言うて、合意のみではいかな
いのである、優生学の知識を交えなけ
ればいかんという方の意味が出て来る
べき筈と思いますが、如何でしょう
か。

○野人(安藤重一君) 今の議論には私
は不賛成であります。私は憲法の方は
合意による男女の結合ということは論
議しておりません。人の生殖というこ
とは、法律で許された男女間において
のみやるべきものであるという建前で
あります。その法律で結ばれるのはど
ういうような方法で結ばれるかを私は
論議しておりません。若しそうなら

ば若し合意でやつたときに、優生学的に見て悪い人があれば、悪い子供がでるから、新たなものを持つて来て、優生学的にいいものを作つたらいいいやないかというものは、人間を動物と同じように取扱ふものであります。動物の場合には、優化するためには、良い種を持つて来てどん／＼かけます。人間は今私が言つたように、前提的に人間の生殖というものは、法律で許されたいものだけしか行われせんから、優化するならば、その結合する前に、今のあなたの御議論のように、優化的な方法をとらば、結合するときに、優化的に優良種と優良種とが結び付くような手段をとらなければならん。併し私は手段を論じているのではない。併し一度結び付いた以上は、その結び付きを優化する。その子供を良いものを作るために、第三者の、夫婦でないものを持つて来て優良化するということは、人間では許されない。動物では許される。ナチスであつたと思ひますが、ユダヤ人の血を一滴も入れないために、それともう一つは、数の問題で、人口増殖という線に沿ひまして子供を作るために、夫婦の間に子供がどうしてもできない事情があつたならば、例えば夫の精子が全然欠乏しているが、妻には生殖能力があつた場合に、そしてそれが純ゲルマン民族であれば、子供を殖やすために、第三者の男の精子を持つて来て人工受精を許すというような法律が出たようにも聞いておりますが、これは人間を動物と同じように扱つた、増殖政策に反感された方法だと思つて、私共は不賛成を唱えた。ドイツにおつた時だと思ひますが、不賛成を唱えたのであります。

それともう一つは、この問題に關係がないかも知れませんが、人の数を殖やすために私生児を認めるというようなことも、ナチス時代にいろ／＼出たのであります。私共の立場は、生殖という問題を数と質とに考える場合には、人と動物とはどうしても区別しなければならん。如何に優良化される場合があつても、人間と動物とは取扱を全然変えなければいけないという立場の下にあるのでありますから、今のお話の意味には私は賛成いたし兼ねます。

○松村眞一郎君 私共は賛否を聞いていてのじやないのですよ。賛否においては先生と同じ意見であります。結婚した以上は、それを維持しなければならんということ、私は先生と同じなんです。結論はそれは医学的議論じやないということをお願いしております。それは私共の言うことなんであります。私共はもう先生と同じことを言つてから、發通はいかんというのを言つておる。併しながらひとりの發通がいいからということ、初めの結合がいいからということ、初めの結合がいいからと強くならないことを恐れます。議論が強くならないことを恐れます。それから、それを強くする御議論をもう少し教えて頂きたいということを要求しておるのです。あなたの意見と同じなんです。それでは私の議論から申しますと、安藤さんが法律論をなさつておる。法律論を伺つておるのじやない。法律論は私の方で研究します。遺傳学だけでこの問題を防禦して行くかどうかという問題であります。今世間では姦通罪は止せよという議論があるのです。私は止しちやいかなんという議論であります。どうしても姦通は法律として罪としなければならんということを

確信を持つておるのです。それにただ細胞学、遺傳学、精子の問題、今ここに出しておられる一代雜種が両方平均しておる。二代雜種になれば分離するというのはメンデルの法則によつて明瞭なのであります。それだけで姦通が悪いという遺傳学だけで、我々が議論しておることは、私はまだ満足しません。もう少し何かありませんかとお教えを得たいのであります。今おつしやつたことと同じなんです。ナチスのやることは良くない。人間として扱つておりません。姦通を是認はしません。姦通が止むを得ないものであるという論者の説は現在の結合に欠点があるという議論があるのです。これは医学的の問題じやありません。男女が本當の合意で結婚ができていない。だから愛なき結婚に姦通の起るということが止むを得ざる氣の毒な事情があるのじやないかという議論があるのです。これは法律的の議論で、それが医学的に言えないか。ということ、結合が医学的に見て望ましからざる結合であるということになれば、医学的の議論から見て……法律じやありません。医学的に人間の純粹なるものは殖えた方がいいという議論から行くと、その結合が悪い結合であれば、良い血が入つた方がいいのじやないかという議論になるのじやないか。動物と人間という問題でなく、凡そ良い人種を作るといふ問題ならば、法律の制約ということをも更に超越して、我々は考えなければならんものじやないかということがむしろ、医学上の見地じやないかと私は思ふ。カソリックの問題があるということとは、精神上の問題であり、社会風教上の問題であるから、それを伺いたく

ないのです。私は先生の仰せられる如く遺傳学だけを根拠とするのではまだ少し不十分なところがある。私は遺傳学から見て……洋大のことをおつしやつたでせう。これは今古畑先生もおつしやつた通り、遺傳の學問から言つたら後に母体に影響の残るわけはない。このことは細胞学、遺傳学で明瞭なのであります。それだけ言つておることは制度の欠陥に対して、医学上の見地から何かその外にありませんかということ、実は材料が欲しいために伺つておるものであります。

○証人(安藤畫一君) もう一度、御趣旨が分りませんので……

○山下義信君 先生に伺ひますが、私もその点を伺つておつてここにチェックしておいたのであります。男女の結合が生殖を目的とするということ、第一、その立場から愛情の有無と受胎のパーセンテージというものが、學問的にわかるのでありませうか。その点が一つ。それから今松村委員からお尋ねしようとなつたところは次の点にあるのじやないかと思つております。優生學上から愛情の深い者同士の間から天才が生れるということはいわゆる世俗で申しますが、不義の子供には偉い者ができるということをよく世間で申します。そういう意味で、愛情の深い者同士の子供に果してそういう優良児ができるかどうかということをお伺ひしたいと思います。

○松村眞一郎君 私の質問を補充するようなことをおつしやつておりますが、私はそういうことを要望しておりません。そういうものはないと考へております。遺傳學上から考へて極く純粹に考へております。そんなことで大

体良い子供ができるということは遺傳學上否認いたします。そういうことでない、もう少し何と申しますか、自然科学の方面から、遺傳學以外に何かありませんかということなんです。環境ということになりまして、遺傳學じやありません。今すでにお尋ねになつた中にも一つあるのですが、例えば同性の結合が愛情のある結合であるならば、ここに生殖ということも或いは行われることがあるかも知れせん。愛情がなければ、良い結合がなければ成功しないという虞れが起つて来るわけでありませんが、そういうことが何があるませんかという考へなんです。

○山下義信君 私の問を一つ御返事願ひます。

○証人(安藤畫一君) ちよつと私はつまり初めの方の御質問の核心に触れ得ないのですが、私は遺傳學のみからこの問題を論ずるという趣旨で申上げたのでありませうか、一番重大な遺傳學を採り上げて説明の手段にしたのであります。無論人間が良くなるか悪くなるかという問題は、そういうことだけで考へられないので、昔から氏より育ちと言つております。だから、今氏の問題を言つておりますが、育ちの問題が加わることは、當然であります。環境の影響があります。それでありまして、母親の責任を問う場合に、環境の大部分は母親が重大な影響を持つてゐるということをお上上げたのもそれでありまして。

それから先程ちよつと二度ばかりお話をしましたが、結び付いたものが遺傳學的に良いものでなかつた場合に、それを良くするために良いものを一つ加えてもいいのじやないかというお

話は、私は不賛成ということをお上上げ

という問題……

がいたしますが、今日は要するに証人

ておるようです。あなたの方はどうで

○証人(安藤畫一君) それは血清學上

すが、不賛成を唱えたのであります。
と、精神上の問題であり、血を清く
に、それを清くするために長いもの
一つ加えてもいいじやないかというお

話は、私は不賛成ということを上上げ

た。人間というものはそういうふうな

勝手はできない。一度結び付いた以上

は止むを得ない。これは結び付く前に

それを断ずるものであつて、結び付い

た後にそういうことをやるべきじやな

い。言い換えれば、なんぼ道徳的に良

いものを作つても、やはり道徳という

ものはいけなない。こういうふうな立場

であります。

○松村眞一郎君 それは法律制度とし

てはあなたと御意見は同じなんです。

法律制度としてはそうだが、医学的に

言えないかということをお尋ねしてい

る。

○証人(安藤重一君) 医学的に言つて

いるのです。医学的にはとにかく生殖

というものが限局されている。動物と

違つた点は、動物は自由に許されてい

る。人間は二人しか許されてない。

その立場からいふ言ひです。

○松村眞一郎君 それは法律制度であ

つて医学制度じやない。

○証人(安藤重一君) 医学的にも説明

できるのです。さつき言いましたよう

に、道徳という問題をいつも持つて来

る。いわゆる離婚、日本人の間の離婚

の意味で、人種でない。ともかく二人

を目的としたのは、そこに純血性を見

たのでやはり道徳を持つて来たので

す。それ以外においてやはり医学的に

もそういうふうな考えられるのであり

ます。法律学的でなく……

○松村眞一郎君 御意見はよく分ります

す。私の考と一致しているのです。言

い方で法律的と医学的となる。意見は

一致している。それではもう少し何か

物足りないのです。

○証人(安藤重一君) そうすると愛情

という問題……

○松村眞一郎君 愛情というものを入

れて医学的に……

○証人(安藤重一君) 愛情と受胎率の

関係の御質問がありました。私の方

でも不妊症に陥つてゐる者に子供を生

ませるようになるにはいろいろ因子

があります。生れないために因子が

あります。生むためにいろいろ因子が

ある。その中に性交時の性慾の差、こ

れは愛情と同じものでないかも知れま

せんが、それが何時も問題になるので

あります。これは絶対的のものではない

のです。無論これは一つの補助因子に

なりますが、絶対的のものではない。

というのは強姦をされておる際でも、

受精します。だからこれは愛情とい

うものは絶対的のものではないと、我々

は見えておる。無論補助因子だから、愛

情だけで以て受胎を左右するとい

うとは考えられておりませんが、受精を

たやすくする可能性を多くする意味に

ついて、その時の、例えばこれはちよ

つと申上げ兼ねますが、オルガニスム

と快感の絶頂を両者で合せるものと

か、性的技巧の中に加つておるもの

ですが、これは絶対的のものじやない。

このくらいの程度のお答えしかできま

せん。

○山下義信君 それから愛情の深い者

同士から優良児が生まれるとか……

○証人(安藤重一君) ちよつと聞いて

おりませんが、私の道徳に關する知識

からは考えられないように思います。

○松井道夫君 只今松村さんのお尋ね

がありました点について、安藤先生は

何処か核心を掴めないでおると思いま

す。私はこれは安藤先生がちよつと誤

解しておられるのじやないかという氣

がいたしますが、今日は要するに証人

という立場で来て頂いておりますので、

で、前回の公聴会とは違ひますので、

それで純粹に医学上の立場から我々に

資料を與えて頂く。こういうことなの

で、法律制度としての姦通罪を論ずる

かどうかという問題は、これは我々の方

で試みるべきことなのであります。で

すからその点の御意見は拝聴しないで

結構なのであります。ただこれに對し

て資料を與えて頂くという趣旨なので

あります。それで私の質問に入ります

が、純潔というものを只今申されたの

であります。純潔という觀念は、こ

れは宗教上、道徳上倫理上の觀念であ

つて、医学上の觀念では普通はないよ

うに解釋されるのでございしますが、た

だ私は医学上も純潔といふことを考え

ていいのじやないかといふことを考え

ております。要するにこれはいわ

ゆる血液が汚れる。こういうことが普

通言われておる点であります。例えば

梅毒ならスピロヘータが血液の中に参

み出す。それが遺傳因子の方にも作用

を及ぼす。これはそういうことがある

かどうか伺いたいことなのであります

が、さうな場合に初めて医学上純潔

が云々されるのではないかと存するの

であります。それでその意味におきま

して、姦通の子に何らか医学上の純潔

を欠く。即ち正常の結婚から生れた子

と比較して劣つておると……只今山

下さんから優れたといふことを伺いま

したが、劣つておるとか、その他医学

上純粹の意味で純潔を欠くような場合

があり得るか、想像できるかといふこ

とをお尋ねしたいのであります。

○証人(安藤重一君) ジュンケツとい

ふことは今文部省あたりで純潔と書い

ておるようです。あなたの方はどうで

すか。

○松井道夫君 私の方はどちらでも結

構ですが、実は医学上、生路上、変化

を生ずるかという意味です。

○証人(安藤重一君) これはどうして

も、深いにしても血にしても、どうい

うことを純といふかを医学的の観点か

ら言いますと、純といふことは何処ま

でも、先程から何度も申しましたよう

に、許された夫婦間においてのものば

かりを純と申します。それ以外を不純

と申します。

○松井道夫君 ちよつとその点は分ら

ないのですが、許された夫婦間の性交

というところは、これは医学上の問題で

ございまいしょうか。

○証人(安藤重一君) 人間というもの

は正常といふものを、或る限局された

ものに置かなければならぬ。

○松井道夫君 ところが支那では法律

上は一夫一婦でありましたけれども、現

実は一夫多妻が行われておるのです。

又法律上一夫多妻が認められておる所

がある。一夫一婦の法律であるから、

それを維持して行くといふことは普通

の原則でなければならぬ。日本にお

ける一夫一婦の制度に立つた医学であ

りまして、私のお尋ねしておるのは、

普通の、世界に通ずる医学の原則をお

尋ねしておるのであります。

○証人(安藤重一君) そういふものは

やはり決められていないと思ふのであ

ります。

○松井道夫君 今の純といふのは私の

言葉で、血の純で結構ですが、そうい

つたような純医学的、遺傳学的の關係

で、不義の子と、正常の結婚の子と差

がありやないかといふのであります。

○証人(安藤重一君) それは血清学上

に言う差異はありません。ただ遺傳学

的にのみ考えられる。それ以外には考

える余地はありません。

○松井道夫君 それならば純血という

文字を撤回して結構ですが、医学上、

遺傳学上、結婚外の子と結婚内の子と

差異があり得るのですか。

○証人(安藤重一君) 不義の子と正式の

子との間にですか。

○松井道夫君 下世話では、密通の子

は何処か素質が悪いとか、或いは体が

弱いとか、或いはその後本当の子供が

できて、間男に似るとか、いろいろ

なことを言うのですが。

○証人(安藤重一君) それは一貫した

お答えでいいと思ひます。そういうこ

とは全然ないわけでありませう。遺傳的

に考へて全然ないのです。さつき鬼丸

さんのお答えに説明が足りないで、後

を古畑君から因によつてお話になりま

したが、犬の場合の説明は隔世遺傳で

以て説明できると思ふのであります。

最初にかつ合せた親が純血種であつた

かどうかといふときに、それが純種で

あつた場合に、そのときに現われな

い、幾代か後で現われて出ることはあ

りません。その点は大いに考慮され

ないといふ、解釈の誤謬ができて来ると思

ふのであります。それで、どうしても

この問題は、今お話の最後の方の御質

問では遺傳的に見るより仕方がないの

でございませう。その外には、例えばス

ピロヘータの入つた場合に血を汚す

か、それは子供に傳わるかといふと、

無論スピロヘータは、受胎した後に胎

内でスピロヘータは母親の血液から胎

児に移るけれども、遺傳的に見ては血

は不純にならない。どうしても遺傳と

七

第四部 司法委員会公議録第十五号

昭和二十二年八月十九日【参事院】

いう問題を切り離して、この純潔という問題を持つて行かなければ不合理だと私は信じております。

○宮城タマヨ君 安藤先生にお伺い申し上げますけれども、染色体が結合した後は絶対にどうすることもできないのでございまして、染色体が結合するまでの条件というのには、ただ肉体的の問題だけでございまして、何か精神的によつてその結合の仕方というものに区別があるのでございまいしょうか。

○証人(安藤一君) そういうことは私は聞いておりません。又信じておりません。精神作用で受胎に影響……まあ受精し易くなるとか易くならないというのは先の問題である。こういうことは信ぜられておりません。例えば男女の……男になるか、女になるかという問題も、受精の瞬間に決まることではあります。それは如何とも、現代の進んだ医学を以てしても何とすることができない。少くとも人間にはできないのであります。即ちこれも染色体の結合を左右する一つの手段であります。同じように他の染色体についても、精神的作用とか、その他のいろいろなことについて人工的に、人為を加えてこれを左右することはできないのであります。今までは染色体のどの辺にどういう性質が担持されておる。潜んでおるといふところまで染色体の研究は進んでいながら、人間へこれを良い性質の染色体だけをどういふふうにして持つて行こうというふうな、或いは悪いのを取つて行こうというふうな人為的工作は成功して

ないのであります。
○委員長(伊藤修君) 成るべく簡単に一つ……

○小川友三君 簡単に先父遺傳問題についてお伺い申し上げます。変型的先父遺傳ということが事実上あり得るという事は、先程の両先生の御説明によつて察知されたのであります。その例がモルトンの馬という例で古畑先生から只今御説明を頂いたのであります。モルトンの馬が交尾によつて精馬ができた。その精馬の牡を飼つてみると、変型先父遺傳というところの精子があつたのだという結論であると断定せざるを得ないのであります。これは古畑先生による先父遺傳論と申しますか、或いは新作先父遺傳論と申しますか、とにかく先父の精子によりましてそういう説を、変型的な先父遺傳があるという実態を把握したのであります。これは正統系の先父遺傳でなく、変型的な先父遺傳というものと私は断ぜざるを得ないのであります。それから処女反應に對しましてお伺いいたしましたが、古畑先生からお答えがなかつたのであります。処女反應というのは、医学者におわかりの通り、膈内に注入せられたところの異性の精液が吸収せられるのであります。又子宮腔内に入つた精液が吸収せられるのであります。それによつて受胎はしなくとも、女性の血液がどういふ工合になり変化をいたしておるといふことが見られるのであります。それが処女反應となつて現われるものと信ぜられるのであります。そうしますと……

○委員長(伊藤修君) 御質問の要旨を一つ伺います。

○小川友三君 要旨は今遺傳についてであります。その女性の血液が吸収されたところの精液によつて變つて行くのは事実であると思ひますが、そういう点につきまして古畑先生からお伺いしたいと思ひます。

○証人(古畑一君) 今はあなたの御説で違ひであつたので、変型先父遺傳と仰つしやいましたけれども、私の申し上げましたのは、先父遺傳というのではないと思つております。先父遺傳は否定しておるのであります。即ち先父遺傳という言葉は使ひませんが、今日ではそういう言葉は使ひませんが、一般にそういうことを信じておらないのであります。だからして前の人の、先父の遺傳が後の人の子供に出て来るというふうなことはない。だからそういう變化はない。

○小川友三君 アラブの馬の精馬のできたのは……

○証人(古畑一君) それは隔世遺傳であります。

○小川友三君 隔世遺傳を變型遺傳と申すのじやないですか。

○証人(古畑一君) そうじやない。純粹でなかつたという意味であります。

○小川友三君 隔世遺傳といふことは言えんのですか。

○委員長(伊藤修君) さつきの馬が純粹じやなかつたのですか。

○小川友三君 それはやはり變型じやないのであります。隔世先父遺傳といふことに……

○証人(古畑一君) 昔は隔世遺傳といふことを言ひましたが、今は隔世遺傳という言葉は余り使ひません。純粹じやなかつたので、先父遺傳ではなかつたのであります。精馬の遺傳ではなかつたと、こういうことではあります。

○小川友三君 そうしますと処女反應の血液に……

○証人(古畑一君) 処女反應も、これもそういうことを言うだけで、今日確定しておらないのであります。あるかも知れませんが、今日のところでは判りません。

○小川友三君 膈内にどのくらい吸収されますか。

○証人(古畑一君) それは研究できておりません。

○委員長(伊藤修君) そういう細かいことは、あとで控室でお聴きを願ひます。

○松村眞一郎君 安藤先生にお伺ひいたしますが、こういうことはいかがです。医学上、發通が行われまして、子供ができた。それが本父の子であるか、發通の子であるかというところは明確に判りますが、それが判ると又大分考えが違つて来る。それはどういふところで、どういふことによつて判りますか。

○証人(安藤一君) これは全然私の方ではなく、古畑教授の方の問題になります。

○松村眞一郎君 それじやどうぞ古畑先生から……

○証人(古畑一君) それは判りますけれども、ちよつと短時間での説明はし兼ねます。

○委員長(伊藤修君) 松村さんに申し上げますが、親子鑑別に対するところの参考書を頂いておられますから、それを御参考になさつて、若し求められるならば簡単に……

○松村眞一郎君 じや簡単にお尋ねします。判りますか。判りませんか。それで結構であります。

○証人(古畑一君) 判ります。

○松村眞一郎君 それで結構であります。

○委員長(伊藤修君) それでは両博士に對するところの質疑はこの程度で打ち切ります。一旦休憩いたします。午後は一時半から引続き開会いたしたいと思います。

午前十一時五十七分休憩

午後一時三十九分開会

○委員長(伊藤修君) 午前中に引続きまして委員会を開きます。刑法の一部を改正する法律案の質疑を継続いたします。最初に鬼丸委員より質問の通告がありますから、これを許可いたします。

○鬼丸義賢君 刑事局長並びに行刑局長にお尋ねをいたしたいと思ひます。戦争から続きまして、敗戦後始んと世の中の事情がまるつきり一變して、参つたのであります。その結果として、犯罪面に及ぼします影響について、先般本委員会の委員一同と共に市ヶ谷の刑務所並びに東京府の養育院等を視察して参つたのであります。私共はすでに視察をいたします前から、非常に氣遣つておつたのであります。非常な氣遣つておつたのであります。残念ながらその氣遣つておりましたことを、具体的に承知することができたのであります。それは市ヶ谷の刑務所に、只今既決と未決の両方の收容者がございまして、先ず未決の收容者の方の收容状況を聞いて見ますと、定員千二百名に對して、現に收容いたしております者が二千八百人に及んでおるようであります。それから更に續いて收容いたしております

す。半年間におきまして大體終戦當時

房内をすつと一巡したたのであります。におきまして、拘置所におきまして、重態な病人もおりまして、而もその数禁をすることを差控へまして、必要最

よき、或いは悪いのを取つて行かう
というふうな人爲的工作は成功してい
一つ伺います。

○委員(伊藤修造) 御質問の要旨を
傳へようと思つて、先夫遺傳ではな
じやなかつたので、先夫遺傳ではな

らば簡単に……。
○松村眞一郎君 じや簡単に尋ねし

に及んでおるようであります。それか
ら更に就いて收容いたしました

房内をすつと一巡いたしましたのでありま
すが、独房でありまして三名、雜
居房に至りますと、定員八名
に對して二十三名を收容いたしてあり
ます。部屋を四五見受けました。殆ん
ど坐つておるだけで一ぱいであり
ます。而もその大部分が殆んど青年
であります。尙又所長のお話によりま
すると、近來の收容者としては、從來
は殆んど累犯者が七八割を占めておつ
たに拘わらず、敗戦後の今日において
はそれが全く顛倒して、初犯者が七割
乃至八割に及んでおる。累犯者の方は
僅かに二三割の程度しかない。こうい
う状況であります。私共はよく法廷に
おいて、或いは刑事事件等に關與いた
して承知しておりますところによる
と、これは恐らく司法省の方でもす
でに御調査済みと思ひますが、既決
の囚人でも、拘留所内におりする
間において、青年或いは青少年が、そ
の房内においていろいろな犯罪の手
段、方法等について研究され、それが
自由を得ましてから後に、その研究に
基きましてすることによつて実行に移し
ておりますような事例が甚だ多し
くないのであります。ただ雜居房に殆ん
ど溢れるが如く入れておるその
事實自体も、これは大変な實は人道問
題だと思ひます。そののみならず、青
少年の如き、非常に感受性の強い、而
も今日では一触即発のような工合に道
義の類に對してあります時代に、ああ
いうような状態でありまして、ああ
と、むしろ犯罪をあつた場所において習
得せしめておるようなふうな感じがいた
すのであります。これは市ヶ谷の刑務
所に私共視察いたしましたほんの一片
の点であります。更に他の刑務所

におきまして、拘留所におきまして
も恐らくはそれに優ると劣らない状
況であると思ひます。殊に私の知つ
ております名古屋の拘留所などは、
定員三百名に對して、現に收容いたし
ております者は八百数十名で、一番
多い時代には、一千人を突破いたして
おりましたことも最近にその例があつ
たのであります。保釈出所後に、いろ
いろと收容されておりました者から聞
きますと、殆んど醜態のために
夜分部屋内において多數入つておりま
すために、寝られぬ。それがために、
交代をして、二人の者は必ず起き
ていなければ寝ておれない。そうして
夜分交代して寝ておるというふうなふ
うのことも聞いております。更に又犯
罪の動機等におきまして、先程私の
申しました如く、拘留所内において教
えられたことを実行に移して、再
び三度捕えられておる例が甚だ多し
くないのであります。これは俄かに激
増いたしました收容者の多くなりまし
たことでもありますから、準備は整いに
ない点があると思ひます。今日の状態のよ
うなことを続けておりましたならば、檢
査によつて却つて油を注ぐようなふ
うな感が出ておらないのであります。こ
の点に對しまして行刑局長並びに刑事
局長より、これらの青少年犯罪者に對
しまする未決拘禁に對する処遇、及び
今後の処置に對する御方針がありまし
たらお示しを願ひたいと思ひます。

尙統きまして、東京都の養育院に參
りまして、拾子を收容しております
実況を見て參つたのであります。全
く私共は目を蔽ふものがあります。中
には混血兒がありますし、又非常に
重態な病人もおりまして、而もその設
備におきまして、私共は單なる皮相な
觀察でございまして、けれども、どう考
へまして、あの嬰兒に對する取扱が
人道に私共は坐視するに忍びない状況
に見て參りました。聞くところにより
ますれば、東京都の育兒院は、全國で
以て甚だ不成績の一番最高峰にあるよ
うに聞いております。そうであらうと
思ひます。嬰兒を扱つております係
員の態度にいたしまして、処遇の実
況からいたしまして、當時三好所長
の報告によりますと、八十數人から
の中で、五十五名の死亡者、死亡
率を出しているように聞いておりま
す。これはもう助かることが不思議と
私共思ひました。司法当局におかれま
しても、これらの点に、定めて御注
意をしておられることと思ひます。
が、この点に對しまする當局の御意見
も併せて伺ひたいと思ひます。尙又こ
ういふような時代になつております
から、混血兒と申しましたか、とに
かく異人種の子が段々殖えて參りま
す。こうした拾子なども残念ながら日
を経るに従つて殖えて參らうと思ひま
す。これに對しまするお考えがどんな
ふうになつておるか。一應承りたいと
思ひます。

○政府委員(國泉繁吉) 只今の御質問
にお答えいたします。拘禁者が非常に
殖えて參りまして、刑務所における処
遇が犯罪者を更に養成する。又その処
遇自体が人道的に見て非常に面白くな
い。こういう御意見ににつきましては、大
竊に御心配を頂きましたことにつきま
しては、政府といたしまして非常に感
謝に堪えない次第でございます。刑事
局の關係といたしましては、努めて拘
禁をすることを差控へまして、必要最
少限度において犯罪者、殊に未決拘禁
者を扱つて行くということを立前とい
たしておるのでございます。最近
の終戦以來の犯罪情勢と申すのは急激
に増加して參りまして、これを手許に
ございまして統計によつて御説明を申上
げますと、昭和十二年におきましては
檢事局で……檢事局と申しましては
と地方の檢事局でありますから、第一
審の檢事局で受理いたしました犯罪の
總數は、昭和十二年におきまして四十
五万九千八百一件でございます。これ
は昭和十二年の總計でございます。こ
れが昭和十九年になりますと三十八
万五千九百二十八件、昭和二十一年に
なりますと五十一万一千七百五十一
件、昭和二十二年はまだ計數が出てお
りませんけれども、大体一月から四月
までの間を考慮しまして犯罪の状況を
つと比例にいたしまして昭和二十二年
度の推定をいたしますと、昭和二十二年
に犯罪が非常に増加して參りましたこ
とが、同時に拘禁する未決囚が殖えて
來た原因の一つになつておることも考
えるのであります。のみならず第一審
の有罪判決の言渡、この統計によりま
すると、昭和十一年におきましては十
八万八千二百三十三、昭和十六年におき
ましては十九万六千二百五十四、更に昭
和二十年の九月一日から二十一年の八
月末日まで、大体終戦後一年間の統計
でございますが、これは十五万二千七
百四十五、更に二十一年の九月一日か
ら本年の二月末日まで六ヶ月間の統計
によりますと、第一審で有罪の判決を
受けた者が十六万四千九百三十三、非
常に増加を示しておる訳でございます。

す。半年間におきまして大体終戦當時
から昨年の八月末日までの間に有罪判
決を受けた者よりも數が殖えておりま
す。昭和十六年の一年間の計數よりは
多少減つておりますけれども、この情
勢で参りますと、第一審の有罪判決を
受ける者は非常に多くなつておること
が言ひ得ると思ひます。か
ように犯罪が非常に殖えて參りました
のみならず、有罪の判決を受けました
者の罪質におきまして、非常な違ひを
示しておるのでございまして、昭和十
一年におきましては、強盜の罪で一年
間に処罰を受けた者が二万五千七百七
十、昭和十六年一年間は一万五千八百
八十一、更に昭和二十年九月一日終戦
から二十一年八月末日までの一年間が
急に殖えて、五万四千七百七十四、更
に昨年の九月一日から本年の二月末日
までの間におきましては三万八千六百
九、半年間に約四万近い強盜の有罪の
言渡を受けた者があるわけでありま
す。更に強盜の罪に至りましては非常
な増加を示しております。昭和十一
年に一審で有罪の判決を受けた者が七
百八十五名、昭和十六年が四百四名、
二十年の九月一日から二十一年八月末
日までが千七百七十六名、昨年の九月一
日から今年の二月末日までが三千四百
二十四名、一面、賭博罪等は數を減じ
ておるのでございまして、有罪の判決
を受けた數が減じておるのでございま
して、昭和十一年には六万七千三百三
十六名、昭和十六年には六万四千三百
六十六名、昭和二十一年八月末日まで
が三万六千四百三十六名、二十一年九
月一日から二十二年二月末日までが二
万五千五百八十二、これも相當増加す
るものと思つております。強盜の數

が非常に増加しておるということは、同時に又拘禁者の数が非常に増えるというところに相成つて来るのではないかと考えております。併しながら御説の通りに刑務所の収容能力、設備には限度がございます。犯罪はどんなに増えて参り、拘束を必要とする者は増えて参りますけれども、刑務所の施設その他に應じて適當な措置をとらなければ、却つて逆効果を生ずる虞れがありますので、従来の検査の扱い方を昨年以来改めまして、起訴する場合におきまして、拘束を必要としない者はなるべく拘束しない。勿論必要としない者はしないのでありますが、併しながら拘束しなくとも証憑減或いは逃走等の虞れのない者にはなるべく寛容にいたしまして、拘束を少なくするということを、本省といたしましては各檢察廳にその趣旨を傳へておる次第でございます。併しながら何と申しまして、犯罪が非常に上昇の状況にあるので、これを減少することはなかなか、現在といたしましてはむずかしい問題になつております。これを解決いたしますのには、刑務所の施設を物的、人的共に改善いたしまして、増強するということが最も適切なことと考えられるのでありますけれども、いろいろ國家財政の点その他の事情からいたしまして、早急にはこれを望むことはむずかしい問題だらうと考えるのであります。然らばこの拘禁者をなくする、少くとも拘禁の日数を短縮するというところに心掛けをいたしますならば、保釈の制度を活用するということが十分に探るように、本省といたしましては各廳にこれを傳へております。更に施設の問題を離れまして、裁判、検査の

面から考えますと、裁判、検査の人員の充足、更に裁判所、檢察廳の施設の完備ということが、やはり審理を促進いたしまして、勾留期間を短縮し、同時に勾留者の数を少なくするということが考えられるのであります。この裁判、検査の増員ということは十分心掛けておりますけれども、現在まだその給源に窮しておるわけでございまして。同時に又裁判所の施設のこと、本省といたしましては十分な努力をいたしておりますけれども、今日のいろいろな状況によりまして、やはり資材、物資、予算等の關係からいたしまして思ふようには捗つていないと思ひます。併しながらこういう状況におきまして、尚且つ拘禁者の数を少なくいたしまして、御心配のような人道的に見まして誠に申訳ない状態を排除し、更に再び罪を犯す、犯罪者を養成するような道からこれをなくする、どうしようもないことを考えますと、どうしても審理を促進するということが一番大切ではないかというふうに考えまして、裁判所に対しまして、私共の方といたしましては先ず裁判所の努力をお願いする。審理についての努力をお願いする。更に勾留、事件の優先的な審理をお願いする。尚又十分とは申しませんが、できるだけ空いた部屋を利用して、法廷を増設いたしまして審理の促進を図る。更に裁判所の民事の係の判事を刑事の方に轉用して頂く。尚且つ書類の作成、或いは訴訟記録の整備その他に關しまして、一層裁判所の職員に対しまして行政的な監督を嚴格にして頂くという趣旨のことを裁判所にお願ひして、そうして少なくとも審理の促進を図りた

い。更に検事側におきましては、各主任検事の責任におきまして、担当の裁判官に対しまして審理の遅延しておる事件については、検事の方から審理の促進方を申し入れるように取計らう。毎月未決勾留の状況と審理の状況とを見合せまして、それに関しまする検事の要請事項というものを檢察廳から裁判所に提出する。更に司法省におきましては、この状況に應じて、全國的な未決の勾留状況その他の具体的事例を最高裁判所に通知いたしまして、最高裁判所に審理促進のための行政監督権を発動して貰う。尚且つ保釈の問題につきましては、檢察官におきまして保釈の請求のあつた場合には慎重に考へまして、できるだけ保釈の途をとるよう取計らうという方策をとつて、施設並びに人員の恒久的な問題は先ず別途といたしまして、緊急當面いたしましてこれだけの措置を講じて行こうというふうに実は考へておる次第でございます。

この問題は私共の方も最近の事情に鑑みまして、実は裁判所、檢察廳とお集まりを願つて、特に審理促進をいたしまして、そうして未決拘禁者の数を少なくするということを最近奮勵いたしておる次第でございます。

尚司法當局といたしましては、根本的問題といたしまして、刑事局に關する限りにおきましては、簡易裁判所の整備、區檢察廳の整備、それから檢察官の増員、これらの問題につきましてできるだけ努力をいたそう。こういうたしまして先ず審理の促進を図るというところが未決拘禁を少なくする先決問題であらうというふうに考へた次第でございます。

今日多くの者が未決囚として拘束されておりますけれども、その大部分は先程申し上げたように強盜等の犯罪人でありまして、或いは保釈をするに不適当な者が多いのではないかと、うふうにも考へております。そういう者につきましては先程申し上げたように、何といたしまして審理を促進いたしまして、そうして未決勾留期間を短縮する以外に方策はないかというふうに、當面の問題としては考へておる次第でございます。尚今後の方針如何という御質問でございますが、今後の方針といたしましては、根本的な施設の整備の問題、人員の整備の問題これはできるだけ努力をいたして参ろうと思つております。尚これによりまして法制的な措置を必要とするものがあれば、これも考へて行きたいと思つております。併しこの問題を持つておる中に未決囚が植えて参りますので、これに対しまして対策をいたしまして、只今申し上げたような當面の対策というものは、單に今日限りでなく、引續きましてこれを推し進めて行く、そうして未決拘禁者の数を少なくするということを図つて見たいというふうに考へております。

尚次に板橋の少年者の処遇につきましても、この意見如何ということでございます。この点につきましては、これは私共の管轄に属すべきかどうかと思ひますけれども、これらの者がやはり多かれ少なかれ犯罪との關係を持つものと考えますので、青少年犯罪者の対策の一環といたしまして、この点を十分に考へて行きたいと思つております。

○政府委員(岡田善一君) 只今の御質問に對しましては行刑關係としてお答え申し上げます。只今御指摘のありました通り、小菅刑務所を初めといたしまして全國各刑務所が非常な過剰拘禁を來しましたので、それがために殊に未決の処遇に對しまして相當遺憾な点を生じましたことは、誠に申訳ないと思ひておる次第であります。これが対策につきまして、只今刑事局長から檢察、裁判の面からお答え申し上げたのでありますが、行刑當局といたしましては、かような過剰拘禁に對しまして、何とかして収容能力を増加せしめなければならぬというふうなことを考へまして、先ず第一に職員の復旧工事につきまして、目下鋭意努力中なものであります。又一面受刑者を特に過剰拘禁のひどい場所から、或る程度さうでもないところへ移していただきました。又同時に構外泊り込み作業を拡充いたしまして、拘禁緩和の一助といたしたいと思ひます。併しながら根本的に考へまして、現在の施設で、最近増加いたしました收容者、殊に未決拘禁者を收容いたしますためには、未だ十分とは考えられませんが、昨年来我々としては、軍の遊休施設を轉用いたしたいと思ひまして、大蔵當局を始めとして、各省の協力を得て、相當これが入手方につきまして努力いたして参つたのであります。が、不幸にいたしまして、地元の方で刑務所の設置を喜ばれない。むしろ猛烈な反対などが出まして、遺憾ながら我々の企圖いたします計画がその十分の一にも達し得られなかつたことを甚だ残念に存するのであります。併しながらそれは

各府にこれを傳へておきます。更に施設の問題を離れまして、裁判、檢察の

目下、この裁判所にお願いして、その

して少なくとも審理の促進を図りた

題であらうというふうに考えた次第で

に考へて行きたいと思つております。

○政府委員(岡田善一君) 只今の御質

し得られなかつたことを甚だ残念に存

するのであります。併しながらそれは

それといたしまして、このまま放置す
べきものではないと考えまして、目下
少なくとも被告を收容いたしまする刑
務所の收容定員を増加させるために、
新たに予算面を要求したいと考へ
まして、目下その準備中でなんであり
ます。いずれ各位のお力添えをお願い
しなければならんと存するのでありま
すが、その場合には何とぞお力添えを
頂きたいと存じます。

尙未決拘禁者の悪感化の問題につい
て、非常に當を得た御質問を承りま
して、我々もいたしまして、なるべ
く初犯者に悪い感化を與えないとい
ふような趣旨で以て処遇いたしてお
るつもりであります。更に制度的にも研
究の余地があるのではないかと考へま
して、目下監獄法改正に關聯いたしま
して、未決拘禁の問題、或いは青少年
の收容者の問題について、折角検討中
なんであります。当面の問題といたし
ましては、只今刑事局長からお答えい
たしました檢察、裁判の方からする対
策と相俟ちまして、私の方といたしま
しても、收容施設の拡充も鋭意努力い
たしまして、できるだけ御期待に副い
たいと存じております。

○鬼丸義雄君 刑事局長の御説明全く
御尤もなことと存じます。俄かに激増
いたしました結果としては、自然設備
が足りないということも当然なことと
存じます。私は審理の促進はもと
より結構なことと思ひますが、實際の
問題といたしましては、この頃小菅に
行つて、未決拘留者の実状を聞いて見
ますと、二千八百名中で以て控訴中
の者が四百二十名ありました。私は
これは実見の上から申上げるのであり
ます。すでに刑事訴訟法の百十三

條において、大体拘留期間というもの
は二ヶ月が原則になつております。止
むを得ない場合においてそれを継続す
る場合に、一ヶ月を切つて継続せよと
いうことになつておりますが、この頃
小菅に行つて聞いて見ますと、この頃
と、驚くなら未決拘留三年を越えて
おる者があります。一年以上の者も、
ちよつと今統計を忘れましたが、多分
相当数ありました。すでに刑事訴訟法
においてかような厳格なる規定があり
ますに拘わらず、そうした殆んど原則
と例外とをまるつきり顛倒してしまつ
て恬として恥じない現状に対しては、
司法当局何と心得ておるか私は思ひ
ます。のみならず現在において私共の
経験からいたしますと、全く未決拘
留の目的というのは逃走と証拠隠滅以
外にない筈である。然るに、殆んど無
用の拘束をなして、本人の改悔がどう
であるとか、或いは再犯の虞れがある
とか、或いは……逃走はこれは別とい
たしまして、再犯の虞れがあるからと
いうこと、或いは懲戒の意味におい
て、こういうようなことの口実の下
に、警察以來立派にすべての事実を認
めておつて、而も立派な父兄を持ち家
庭を持つております者に、一審
の判決を受けましても尚且つ頑強に保
釈の許しがない。これは恐らくは全國
裁判所におきます実情であると思ひ
ます。これに對しまする裁判所の理解
がもう少しありましたらば、こうした
不自由な、非常に滔々として悪い影
響のあります拘禁を私は続けなくて
いいんじやないかと思ひます。現に
そうしたふうな事例を挙げるならば、
殆んど枚挙にいとまがありませんが、
ともかくにも目的以外の意味に使われ

ますることによつて、現に被告人の上
訴権を著しく阻害しております。短期
自由刑などに対する場合において
は、保釈の許しをしなければ、もう本人
が如何に不本意でありましても上訴を
取り止めるの外はない。これを見越し
て、却つてこれを悪用して上訴権を阻
止しておるということが、恐らくこれ
は本當に全國的な私は悪例であると思
ひます。大体において司法の信用は非
常に高いのであります。他の官廳に比
較いたしましては高いのであります。本
當に法を取扱ひながら余りに私は無暴
な態度であると思ひます。短期自由刑
で以て、殆んどその中大部分は、
一審の判決を受けまするまでに未決拘
留をされておりますので、余すところ
幾らもないにも拘りませう、尚保釈
を許さずして、遂には上訴の途を放棄
しなければならぬことに追い込
んでおりますことは、滔々として実
際に行われております現状でありま
す。これに對しましては、幸いに只今
刑事局長よりの、この改善に對します
御意見がございましたので、嚴重に
一つこれは各裁判所並びに檢察廳に對
しまして、無用の拘禁は嚴に一つ慎
んで、そして又拘禁者の準備の、設備
の足りないものの約合を並行して
行つて頂きたい。かように思ひます。
よろしく願ひます。

○政府委員(岡田善一君) 只今非常に私
といたしましては心から注意しなけれ
ばならぬ事例につきまして御指摘を頂
きまして、この点につきましては、か
ようなことは私共といたしまして、か
あつてはならないことと考へておるの
であります。ただ小菅の刑務所に三年
以上も未決拘禁に相成つておるとい
う事例であります。実はこの点につ
きましては、私も昨日これを知りまし
て、どういふ事犯かということについて詳
細に調べたいと思つておりましたが、大
体私の知り得た範圍におきましては、
確かこれは死刑か何かに該當してあり
ます殺人事件かと思つておりますが、
戦時中記録が焼けて、その他の關係上、
現に上告中の事件だと聞いておりま
す。これらにつきましても檢察廳を啓
勵いたしまして尙裁判所の方の審理を
速かに開始して、かような長期の拘禁
者をなくするということに一層の努力
をしたいと存じております。更にこの
家庭もあり、自由もしておる何ら拘禁
の理由のない者を止め置くというよう
な事例につきましては、この点につ
きましては檢察廳に對しましては、本省
からもかような者の拘禁を避くべきで
あるということをしほくこれまでも
指令いたしておるのでございますけれ
ども、かような事例が曾てありました
ことも私は承知しておるので、おしま
す。そういうことが今日尙続いております
といたしますれば、尙一層徹底した指
示をいたしたいと存じます。尙上訴阻
止のような意圖を以ちましての拘束に
至りましては、これは誠に申訳のない
であります。かような点につきまし
ても、今後こういう事例がないよう
に檢察廳を啓勵いたしまして、裁判所の
方にも了解を得るようになつたしまし
て、かような拘禁の事態を発生しない
ように努力いたしたいと思ひます。

委員の只今申されたような、保釈に關
して申されたようなことが多々あつた
のでございまして、終戦後特に憲法
發布以後はさうな事例は殆んど全然
なくなつたと言つていいくらい、保釈
も時期を失せず、むしろ弁護人が今
までの例で審理の済まぬ中は保釈はむ
つかしかろうというやうなことで差控
えておりますと、裁判所の方から注意
があつて、保釈願を出せといつたやう
な、非常に尊敬すべき変化が起きてお
るのであります。私はこの点新調の裁
判所の各位に敬意を表しております。
只今鬼丸委員の御発言で、それが全國
一般的でないことを知つて聊か驚いて
おるのであります。併しながら新憲法
の下に、その精神を自覺いたしますと
によりまして、只今私の申したよう
な極めて良好な方法、取扱がでるの
であるということを確認しております
ので、これは是正することが不可能で
はない。折角只今刑事局長が言われま
したように、全國に向つて力を盡さ
れて、是非鬼丸委員の指摘されたよう
な点を是正せんことを切望するもの
であります。一言発言いたしました
が、御答弁は別に必要ございません。

○岡田善一君 只今松井委員から心強い
お話を承りました。最近小菅に参
りまして、私共が觀察をし、又刑務当
局から伺つたところによりまして、
やはりあつては保釈實行が余りに少
ないという感じを私共抱いて参つたの
であります。大事を取るにも程々であ
ると感じたのであります。もう少し大
胆に運用なさつてはどうかということ
を痛切に感じて参りました。つきまし
ては、従前保釈實行を實際におやりにな
つて、その結果がどんなふうであつ

○松井道夫君 只今の鬼丸委員の發言
について一言申してみたいと思ひま
す。新調におきましては、以前は鬼丸

もう一つお願いいたして置きたいことは、裁判の進行でございます。この点につきましては、刑事局長からしげしば御説明がありまして、御努力の程

○大野幸一君 それに關連して……との間、東京拘留所の調査によると、六月二日に千九百四十人の收容人員があつて、八月二日は二千八百四十人ある。こういうふうになだり増加して來たので

罪の数が殖えたのであります。併しその反面に休暇で審理が非常に減少して來た。六月二日が八十一名であり、八月二日は四十九名、こういうふうに逐次減つて行つてゐるために、收容人員がおのずから殖えて來た。こういう現象もあるようであります。併し刑事局、檢察廳としてもやはり休暇はあつたのであります。が、一般に受ける我々

忘れ勝ちになつて、余りに勾留状を発する件数が殖えて來ているのではないかと考えられるのであります。現に警察廳あたりのやり方は今以て昔と同じでありまして、例えば起訴後でも検事さんは弁護人に對して成るべく面会をさせないようになっているというところは間違ひないのであります。或いは又起訴後に牽連事件があるからと言つてその記録を持つて他へ出張してしまふ。起訴はされてゐるけれども、判事さんの手許に審理すべき記録がない。こういうようなことである。なか／＼検事さんがみずから進んで判事さん方を督促して勾留期間を早くするというようなことは、むしろ難を強いるようなものであつて、長年の検事さんの習慣としては、弁護人の保釈請求を強く反対するということがあるのであります。従つて今もお聴きしましたとおり政府委員のお方のお考えを、この際徹底的に末端まで滲透させて頂きたい。これは各檢察廳の検事に目の一つ見張つて頂きたいということ并希望しまして、私の質問を終ります。

○齋武雄君　私もこの機会にちよつとお願いして置くのでありますが、それは只今刑事局長から、必要のない勾留は成るべく避けて早く保釈を許す。そういう方針で指令しているということでありまして、これは非常に我々々の感謝するところでありますが、現在の情勢では我々が保釈願ひを出した場合において、検事の意見を求める場合において千篇一律に不許可ということになつております。許可ということは一つもないのでありまして、そうしてこれは意見を求めるということになつてゐるから求めるのでありましようが、

○政府委員(國宗樂君) 只今検事の保釈に對します取扱につきまして、事實に即しました御質問がございましたが、弁護人の面会を許さないとか、或いは記録を持つて行つて事實上審理を妨害するというようなことは、今後こ

の点につきましては今後の私共の努力にかかると思いますが、尙一層の努力をしたいと存じております。

○岡部常君 この問題に関連して、これはやや言葉尻を捉えるような嫌いもございいますが、私は保釈は罪の種類によつて限定すべき……必ずしも限定しないでもいいのじやないかと考えるのでありますから、先程の刑事局長のお話では強盜、窃盜のごときはいかにも保釈の對象にならんかのように伺えたのであります。これはただ身許確實、証提調べなどで完了しておる者でありまして、又裁判が相当手間取るといふような場合には、やはり大胆に允許しなつていいのじやないかと考えるのであります。私の聞き方が悪かつたかどうか知れませんが、只今齊さ

ういう事態を起させないように、檢察廳に強く申述べたいと存じております。尙保釈の申請に對しまする檢事の千篇一律な不許可という問題は、このの問題も実は以前にはこの通りの事実があつたのでございまして、最近におきましても尙且つこういう事実があらうかと思ひます。併しこれはこの時代に処しまして、誠に檢事といひまして、この点につきましても実は一昨日東京の檢事局並びに裁判所の方々にお集まりを願つて、檢事におきましては千篇一律の不許可はやらない。出すべき者は出すという親切な考え方から出發してやつてくれ。徹底的にそのことを実行しようということを一應裁判所と檢事局との間に申合せをいたした。こういう次第でございしますが、併しながらいふこの申合せだけでは相濟まないものであります。この実行ができるかどうかかゝりまして、この実行が

んから承われば、検事の方の意見で阻まれてゐるような恰好も見えるそうでございます。それから、そういう点のないように一つ検事方面をお督励願いたいと思ふのであります。裁判の方は機構も非常に變りましたし、従前のように司法省の力というものが及び難いでしうが、併し檢察方面において良い空氣があれば、自然にそれがやはり裁判所の方にも及んで行こうかと考えるのであります。その点先程の罪の種類によつてそんな方針を決めておられるかどうか。ちよつとその点を伺いたいと思ひます。

○政府委員（國宗榮君） 別に罪によりましてさような一般的な方針は取り決めてゐないのでございます。ただ先程申上げましたのは、検事局といたしましても、起訴する場合に拘束の必要がある者に限つて成るべくやる。こういう建前を案はとつておりますので、現に

くとも**検事局**はもう**本**當に千端一律に

特別法犯が六万七千三百三十二、それ

員会の名を以て要求することは、本省

に對しまして、保釈すべきものは十分

たが、その犯罪というのとはどういふ犯

つて来て、そうしてついでに人権の尊重を

いるから求めるのでありましようが、

りまして、この実行ができるかどうか

る者に限つて成るべくやる、このいふ

建前を案はとつておりますので、現に

入つてゐる者は多くは窃盗、或いは強盗の罪ではないか。それらの者は多くの場合におきまして住居がないとか、或いは非常な危険性を持つておるとか、逃亡性があるというようなことが多からうと思ひますので、保釈をすることにしましては、只今閣下さんからお話のありますように大胆にいたす積りでありますけれども、尙又治安の問題も考慮いたしまして、窃盗、強盗が非常に収容者の中に多いということから、未決拘禁を直ぐ保釈によつて許して行くことが割合少いのじやないか。かように申上げたのでございまして、罪によつて差別を付けるということとはないことを御了承願ひます。

○鬼丸義雄君 只今局長の御答弁にありまして治安問題を考慮に入れるというののは、未決勾留に対する保釈を許すか許さざるかに對して治安の問題は、これはやはり既定目的外になりはしないかと思ひますが、それはやはり事実上おつしやつたやうに、實際の問題として、各裁判所はやつておるやうでございまして、司法省の方では治安の状況などをやはり考慮に入れて保釈拒否について一つの理由としておるのですが、揚げ足取るわけではありませぬが、只今御説明がありましたから、私はやはり逃走、証拠隠滅以外の未決勾留ということは、それ以外の目的というものは、この中に含まれていないんじやないかと、かように思つております。實際問題としては、只今局長のお話のやうなふうにして、どうも出さうというの、もう一遍やりそうだからというのでなく、出されないので本当であります。只今の齋さんのお話にありました通りに、やはり名古屋なども少

くとも検事局はもう本當に千篇一律に全部不許可になつております。検事局に同意を求めますと全部必ず不許可になつておりますから、これはやはり嚴重に、ひとり東京ばかりでなく、全國に對しましてその点は一つ嚴重なる御指示を願ひたいと思ひます。

○政府委員(國宗榮君) 只今治安の点を勘案してということ申上げましたが、その点は確かに鬼丸委員の仰せの通り、法律上の要件でございせんので、只今の点は勘案して保釈云々ということは間違ひだ、こう仰せられますが、その通りと私は思ひます。ただ併し申上げようが悪かつたと存じます。が、起訴する場合に拘束するかしなにかという場合に、やはり治安の問題を多少考慮するのでございまして、又實際申しますと、今御指摘になりましたやうに保釈の場合にも、やはり多少考慮することは事實であります。その点につきましては今後一層平靜に考えましてやつて行きたいと考えております。

○松井道夫君 ちよつと参考までに伺ひたいと思ひます。先程犯罪数が非常に増加したという細かい数字の発表がありました、その中で刑法犯、これはまあ自然犯の趣旨でお話しまするのでありますが、それと経済事犯その他の罪といつたやうな割合が判りましようか。判りましたらパーセンテージをお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(國宗榮君) 只今その点に關します詳細な統計を持つておりませんが、大体刑法犯が、これは第一審の有罪判決を受けた者でございまして、昭和十一年に十二万八千七百七十一、

特別法犯が六万七千三百三十二、それから昭和十六年におきましては十一万六千五、特別法犯が八万二千四百九十九、それから昭和二十年の九月一日から二十一年の八月末日までの一年間でございまして、刑法犯が十萬九千四百七十八、特別法犯が四萬三千二百六十七、昭和二十一年の九月一日から二十二年の二月末日まで刑法犯が八萬四千九百三十三、特別法犯が八萬というやうな有罪判決、有罪言い渡し統計になつております。この二十一年の九月から二十二年の二月末日までは即ち全般に犯罪の数は殖えておりますけれども、特別法犯が際立つて殖えておりますのは、大體経済事犯が非常に殖えて来ております。三月、四月、五月、次第に経済事犯は殖えて参つております。

○松井道夫君 特別法犯の大多數が経済事犯と解して間違ひないのでございませうか。

○政府委員(國宗榮君) そうばかりも申せませんけれども、併し大體数におきましては経済事犯が一番多いのであります。

○委員(伊藤修君) 刑法におきましても、やはり齋さんのおつしやつた通りであります。殊に絞首の悪いことは、検事勾留中は、検事の許可がないと面会ができない。岐阜へ行くと検事さんの許可を買つて来て呉れと、こういうことを申されるのであります。そういう事例があります。

○鬼丸義雄君 名古屋も同様です。

○委員(伊藤修君) だから臨時措置法に違反しておると思ふのであります。全國におきまして臨時措置法に對する手続がまち／＼のやうに變れるのであります。ですからこの際司法委員會の名を以て要求することは、本省から統一したところの保釈の取扱促進並びに弁護人の新憲法に基ずいたところの徹底的弁護権を許されるという、この三点を一つ御指示願ひたいと思ひます。

○大野幸一君 刑法臨時措置法です。が被告人が勾留を受けたときには、その勾留犯罪の原因となつた事實に對して弁護人を附することができるところのこの点になつております。弁護人を附するの権が勾留を受けたと同時に發生するのであります。弁護人に接見を禁止するのであります。特に接見を禁止するといふわけではないが、多く接見禁止の請求をし、その決定を判事が出すと、弁護人もそれに含むといふ解釈と、弁護人を附する権利がある以上は、弁護人は又いかなる嫌疑を受けたかといふことを被告から聴く権利もあると、こういう解釈の二つまちまちですが、どつちにしても被告はただ弁護士を外において頼むだけで、弁護士の接見を禁止する場合は多いのであります。この取扱に對する解釈と、仮に今のような予審中弁護人は附せられなければならない、接見禁止をされれば、その範圍で弁護人にも及んで、弁護人は接見禁止の範圍内に入るとしても、この接見禁止を常に一律にどんな事件でもやるというのを一つ行政処置として遠慮して頂いて、止むを得ざる場合に限つて接見禁止をするということにして頂きたいということ希望するのであります。

○委員(伊藤修君) 今の三点に對して一つ政府委員の御意見を伺ひます。

○政府委員(國宗榮君) 只今委員長から保釈に關しまして、全國の各檢察廳に對しまして、保釈すべきものは十分に保釈するように、司法省から嚴令を出して呉れと、こういう第一の御要望がございまして、この点につきましては私共といたしましては全くと全くとその通りに考へるのでございまして。先程からお話のやうに千篇一律の不許可といふやうなことに相成つております。早速保釈すべきものは保釈する措置をとるやうな通牒を出したいと思ひます。更に弁護人の應急措置法によりますところの弁護権を阻止するやうなことは、法律上許されてはいないものと私共は考へておるのであります。殊に被疑者である人に弁護人として選任された方が面会を求められる場合に、これを検事の許可、或いは檢察官の許可にかからせるといふことは、私共としては法律上さうなことはできないものと思ひます。只今委員長から事實を指摘されましてお話がありました、さうな間違ひのないやうに通牒をいたすつもりであります。尙接見禁止の問題に關しましては多少議論のあるところと存じておりますけれども、私共といたしましては、特に被疑者の段階におきまして弁護人の選任を許しておるという点から見まして、少なくとも弁護人に對しましては接見禁止はなし得ないのではないかといふやうに考へております。実はこの問題につきましては、率直に申上げますと、法律論をいたしまして、私共の方で数日來研究をいたしておるところであります。ただ私共といたしましては結論としては、弁護人に對しては、接見禁止の効果は及ばないといふやうな見解を持つておりま

たが、その犯罪というのとはどういふ犯

つて来て、そうしてついでに人権の尊重を

いるから求めるのでありましようが、

す。尙この点はつきりいたしまして、結論に到達いたしましたら早速通牒を出すつもりであります。

○岡部常務 やはり東京拘留所を視察しましたところで、我々の見たところ、又聞いたところによりましてお尋ねをいたしたいと存するのであります。

刑務所の官吏が肉体的に又精神的に非常に重荷を背負つて、よくその重任に堪えておられることを觀察もし、又つづきに当局から伺つて参つたのであります。現にこの委員会におきまして、二三度に互り司法大臣に対しまして、それらの官吏に対する待遇という問題をお尋ねいたしましたのであります。

が、その際に大臣から非常に御理解のある御答弁を得ておるのであります。従前に比較して非常に刑に重点を置かうという覚悟の程をお示しになられました、非常に心強く感じておる次第であります。又聞きますところによりまして、すでに待遇改善の御計画もあるやうに伺つておりますが、その片断でも伺えれば結構だと思つたのであります。つきましてはその待遇は正の方向がどういう基礎に立つべきであるかという点であります。又私の希望をそれに附け加えて申し上げますが、従前のやり方から見ますと、どういふ根拠であるか存じませんが、警察官に倣う倣うというよりむしろ追隨して、その後を追いつけるというやうなやり方が常套であつたのであります。併しなからこれは職務の根本というのを考えますと、ただ単に外形が似ておる。昔ですと殆んど同じような服であり、帽子であり、顔であつたのであります。が、今度は少し變つて参りましたやうが、いずれにしても、ちよつとよそ

ち見ると同じように見られるのであります。外形はいかようともあれ、その内容から申しますと甚だ違つたやうに考へるのであります。警察官のことはさておきまして、刑務官といふものが非常に精神的な方面に重点をおかなければならぬ。いわば社会教化の重責を担つておられるやうなことを考へて、それを基本にして進まなければならぬと考へるのであります。或る意味において私は教育家であるといふ申したいのであります。それが警察官と同じ、或いはそれに追隨する方向にのみおるといふことは、私はどうも解せないのではありません。何らかそこ、この頃第一線に賣り出して来たところの教育者に準ずる教育者と共に良い待遇を受けるという方向に向つて行くべきではないかと考へるのであります。その点に關しましてどういふ方向をお採りになりますか。お示しを願えれば大変結構だと思つたのであります。

○政府委員(岡田善一君) 只今の御質問にお答え申し上げます。刑務職員は待遇の非難なきことにつきましては、先般新聞紙上にも発表されては、昨年七月一日現在の調へによりまして、刑務官の次は幼稚園の保母といふやうな、みじめな待遇であつたのであります。私共といたしましては、行刑の職責を完うする意味から申しまして、どうしても待遇を是正されなければならぬといふやうな建前から、昨年来種々大蔵當局と折衝して参つたのであります。が、或る程度初任給の引上げ、又それに関連いたしまして、看守長との均衡をとるといふことから、看守長の方の引上げについては了解を得ました。昨年七月から考へまして相当程度待遇は

是正されたとは考へますが、併し我々といたしましては、これを以て満足すべきではないことは勿論であります。最近においても大蔵當局の方で給與の全体的な改善、是正をするといふことを耳にいたしました。目下給與局方面と折衝中なものであります。只今の予想といたしましては、大体他の省の同じ教育を受けた者の初任給或いは勤続年数と比較いたしまして、刑務官と他の官吏との間に少しも差別のないやうな仕組にしたいといふことを聞いておるのであります。併しながら只今御指摘になりましたやうに、刑務官の仕事が非常に油断のできない仕事でありまして、始終緊張していなければならぬ。又最近被告の素質が非常に悪化して参りました。最近にも某刑務所に於ける看守長が殺害され、或いは兇器で以て殴打されて負傷した。又中には拳銃で以て射たれたといふやうな事例を見たのであります。さうな危険な仕事をしておられるやうな点、又それが職責を果すか否かが、社会治安に重大なる影響を持つものだ。更に考へまして、行刑が教育でなければならぬ、教育者だといふやうな点、又これを考へて見ますれば、我々といつたものでは只今大蔵省の方で計画いたしておられますと仄聞いたします程度では、未だ以て満足すべきに非ずといふやうなことを考へておるのであります。併しながらこれは私共だけでは、どうしても能力でありまして、結局皆機方の理解ある御協力に待たなければ、到底実現が不可能ではなからうかといふやうなことを考へますので、今後共同かとお力添え、御鞭撻を頂きますやう、この機会に切望いたしたい次第であります。

○松井道夫君 只今の問題に關しまして、私以前承るところによりまして、労働基準法が来る九月一日から施行される。併しこれは又どうなるのか私現在には知りませんが、それで刑務官は労働争議は勿論、労働組合をも組織することができないといふことになつておりました。かかる待遇を受けている、かかる境遇にある刑務官を、第一に労働基準法による保護を受けさせなければならぬ。さうに考へるのであります。八時間労働といふことも、これも急速に刑務職員に適用して頂きたい。それによりまして、疲労その他から來する事故をいさぐ防ぐことができるかと存するのであります。この八時間労働といふことは、これを刑務官に適用いたします用意が現在進められておるかどうか、その点についてお尋ねいたしたいのであります。

○政府委員(岡田善一君) お答えいたします。実は労働基準法が本年の九月一日から施行されるやうに聞いておるのであります。が、刑務職員につきましても、私共といたしましては、全面的に労働基準法に準拠して取扱いたいといふやうに考へておるのであります。ただ現実の事情といたしましては、現在の刑務職員の員数を以てしましては、時には、或いは相当部分が八時間以上を超過するといふやうに考へられますので、私の方といたしましては、目下大蔵省にこれが増員について準備中でありまして、従いまして、労働基準法の施行規則におきましては、暫定的に労働時間等につきまして実際の例外規定を置きまして、少なくとも來年の三月にはその例外規定をも削除して貰いたいといふやうな心懸で目下準備中なのであります。

○見丸義壽君 行刑局長に対してお尋ねいたします。現在の未決囚人の模範は先程私が申しました通りに、累犯者よりも却つて初犯者が多い。又年齢的に見ても非常に青少年等が多いのであるといふことは、これはもう事實であります。従来とても私は門外にありまして具体的には知りませんけれども、私の感じておりますことは、この刑務所内における教師の制度であります。これが概して僧侶の方にやつて貰つておられるやうに聞いておりますが、近來の如き道義が頹落してありますとき、殊に青少年の如き若い者に對しましては、一休僧侶の教誨が果してどれだけの効果があるものであらうか。南無阿彌陀佛の効用といふものは、相当年をとつております者すら多大の疑いを持つております者が、況んやまだ年少の者であります者に對して、この教誨が僧侶によつて専ら行われておるといふことがこの時代に副つておるのであるかどうか。むしろ私はよく免囚者から聞いておりますところによると、刑務所内における教誨に對しましては、殆んど関心を持つていないといふことが事實であります。これらについては、やはりもう少し研究して、或いはキリスト教の教誨をもう少し注意し込むとか、その他適切な教誨方法があるのにならうかと思つたのであります。その点について局長さんの御意見を伺いたい。尙又これはひとりで刑務所だけでなくして、やはり拘留所においてもさうであります。所内に専属いたしております医師であります。医師の待遇が非常に悪いがために、実

侶と申すのでございしますが、廣く申

別の問題としては甚だ治療に適しない

が、今度は少し変つて参りました。昨
が、いずれにしても、ちよつとよそか
年七月から考えまして相当程度待遇は

引上げについては了解を得ました。昨
年七月から考えまして相当程度待遇は

とお力添え、御鞭撻を頂きまするよ
う、この機会に切望いたしたい次第で

置きまして、少なくとも来年の三月に
はその例外規定をも削除して貰いたい

属いたしております医師であります。
医師の待遇が非常に悪いがために、実

際の問題としては甚だ治療に適しない
といふことで、私共名古屋におきま
が、名古屋の拘留所で、例えば病監で
患者ができたといふにしても、本所
の方から連れて来る。それも何だか非
常な新らしい人であつて、まだ経験が
ないといふようなことでありまして、
医療の設備が非常に不完全と思つてお
ります。その点について局長の御意
見を承りたい。

○政府委員(岡田善一君) お答え申上
げます。第一点は青少年に対して佛教
を主とした教師の効果がどのくらい
であらうかといふお問いと思ひまし
た。或いは御承知かと存するのであり
ますが、私共の方の少年刑務所におき
ましては、そういうような佛教徒の教
師というよりは、むしろ教官という
名前前で、必ずしも宗教家に限りま
せず、本當の熱情家をできる限り採用
いたしたいといふふうな方針で進んで
おりまして、従つて青少年に對しまし
て、必ずしも在來の佛教のみを固守し
たしておりません。或いは所によりま
してキリスト教の講座のようなものを
設けましたり、或いはさうな堅苦し
い方面と離れまして、リクリエーショ
ンによりまして、精神的に、或いは身体
的に教化いたして行こうといふような
企てもいたしております。殊に目下監
獄法改正につきまして委員会に付議い
たしてあるものであります。青少年の
教化といふものにつきましては特別の
考慮を拂つて行きたい。かような観点
からいたしまして、むしろ一般の行刑
と切り離しまして、少年行刑法という
ものを制定してはどうだろうかといふ
ことまで議題に上つております。でき
まする改正法が如何様になりますかは

別といたしまして、私共といたしまし
ては、青少年の收容者の教化につきま
しては、格別の注意を拂つて行きたい
と考えております。第二点の刑務所医
官の問題であります。戦時中、医官が
應召いたしましたり何かの關係で、我
々が適當な医官を採用し得なかつたこ
とは事実なんでありまして、その後終戦
に伴ひまして、次第に我々の方に医官
を希望される方が殖えて参りました。
尤も待遇の問題につきましては必ずし
も厚いとは申上げられませんが、併し
普通の標準よりは、特別に私の方で事
情を説明いたしまして、一号乃至は二
号乃至は三号の高い標準で採用するこ
とを大蔵省に了解を得まして、目下よ
りよい医官を採用しようとして努力中
なのであります。併しこれも根本的に
申しまして、待遇に關連いたしますの
で、私の方といたしましては更に努力
いたしまして御期待に副いたいと思ひ
ております。

○小川友三君 刑務所又は拘留所の視
察の点で……

○委員長(伊藤修君) 大体その問題は
一通り済んだのですが……十分結論
も得たわけですから……

○小川友三君 結論は得たのでし
が、もう少し承つて置きたい。食事
が……私この間視察に行きましたが、
東京拘留所は二合五勺という話を所長
さんから聞きましたが、先へ行つたと
きは三合五勺でしたが、減つたように
思ひます。これは一般民衆と同じとい
うことになつたのだらうと思ひます。け
れども、これについてお伺ひしたい。

○小川友三君 鈴木司法大臣が監獄法
の施行規則を五月十六日に變更まし
て、赤い色の着物を着せないというこ
とになりましたので、染料がないから

御所見を伺ひたい。それから赤い
着物は五月十六日から刑務所の規則を
變更しまして、普通の着物を着るとい
うことになつておるのでありますが、
普通の着物、いわゆる赤い着物にあら
ざるものをどのくらいのパールセンテ
ーに着せておりますか。全國の五十八
ヶ所の拘留所、刑務所の状況を伺いた
い。

○政府委員(岡田善一君) お答え申上
げます。食糧の点につきましては一般
の食糧事情の逼迫に伴ひまして、私の
方で相当程度減量いたしました。が、
その後食糧事情が相当好轉したように
考えられますので、私の方としても早
急に農林當局の方に復活をお願いし
たいと考えております。

次に未決拘禁者に対する選挙権の行
使につきましては、今後十分留意いた
したいと思ひます。第三点の赤い着物
につきましては、私の方ではすでにこ
れを廃止することに決定いたしましたの
であります。現実の問題といたしまし
て相当赤い着物が残つていたのであり
ます。本来ならばそれを染め直して使
用すべき筈でありますけれども、染
料の入手などが困難な事情もございます
して、差当り残つてゐるものについて
はそれを着せて、今後手に入れまする
ものにつぎましては、全然赤い着物を
作らないといふ方針であります。事実
正確な数字は只今持合せておりませ
んけれども、半分以上は赤い着物が
残つておられるかといふふうにお考
へております。

赤い着物をまだ五〇%くらい着せてお
るといふことが、脱色剤のクロール石
灰を使ひましたならば白くなるので、
染めないで済みますのですから、その
方法を採用して頂いたらいかでし
ようか。ちよつとお伺ひします。

○政府委員(岡田善一君) 簡単に入手
できるのでしょうか。

○小川友三君 できます。

○政府委員(岡田善一君) 只今は私の
方がむしろ好いことをお聞かせ頂きま
してありがたうございました。早速研
究いたしたいと思ひます。

○山下義信君 教師の問題でござい
ますが、これは大要は承知いたしてお
るのでございますが、佛教家側の希望
いたしております事柄も、おそろく
當局の方へお傳へ申上げて御承知下さ
れておると思ひます。又お願いな
り申上げて置きたいと思ひます。それ
は刑務所におけます者に對しまして
宗教的努力をいたします。そういう
適任者を、關係の各佛教宗派におきま
しては大いに養成したいといふので、
それ／＼養成機関を作つております
ようなことでございします。そういう所
で十分御期待に副うような、つまり教
師の十分にできるような者を養成いた
す方針でございします。当局では何らか
の名称、何らかの方法を以ちまして、
從來の通りに一つ宗教家を教師方面に
お使い下さるというこの御靈力が願
われないものでございしますようかと
かといふことを、私只今参りましたの
で、お手数でございしますが重ねて伺
たいと思ひます。

それから次は僧侶の資格のあります
者を……佛教の立場で申しますと僧
侶と申すのでございします。が、廣く申
せば宗教家でありまして、そういう者
を刑務所長に一つ御採用に相成るとい
うことを御靈力願えないものであらう
かどうか。詳しいことは省略いたしま
す。これは私は是非一つ試みてみて頂
きたいと思ひます。又本省の行刑局
のお考えを伺ひたい。又本省の行刑局
の事務官の中にも、そういう方面に熱
意のあります適任者を局内の事務官
に將來御採用下さいますならば、非
常にいいのじやないかという希望が一
般宗教家方面において熱烈でござい
ますので、當局のお考えを承つて置
きたいと思ひます。

最後に刑務所内におきます宗教に
よる教誨、これはいろいろ御事情があ
りまして、從來よりは趣きが變つて参
りましたことは承知いたしてございま
す。私は憲法の上から行きてござい
ます。私はいわゆる信教の自由というものがある
のでございします。その新憲法の趣
旨に則りまして、而も一宗一派に偏し
た宗教の傳道にならないといふ行き方
をいたしましては、これは私見でござ
いします。囚人をして適當なる方法
によりまして、所外の教会、殿堂、寺
院といふところに、いわゆる禮拜させ、
各々の好むところによりまして禮拜を
させる。或いは説教を聞き、いわゆる
參詣させるというふうな途をお開きに
なしますといふことは、これは改過選
善の上におきましていいのではありません
かと思ひます。けれども、これらにつ
ぎましての當局の御所見を併せて承わ
りたいと思ひます。

○政府委員(岡田善一君) 第一点の宗
教家を特に刑務所職員として採用する
考えはないかといふ点でございします

が、実は在來の刑務所の教誨師は殆んど全部宗教家にお預かりしておりました。ところが御承知の通り新らしい憲法におきまして、國家が宗教的な活動をできないということに相成りました。關係上、宗教家として、教誨師としておやり願つた方も全部一般の事務官に組み替へざるを得なくなつたのであります。勿論その仕事の内容につきましては、宗教的熱情を活かして頂きたいとは考えて、適當な仕事に就いて貰つてはおります。在來の教誨師といふ制度がすっかりなくなつた形に相成つたのであります。従つて私の方としては今後は立場を変へまして、宗教家或いは宗教家でないというところ、そういうことが問題でなしに、廣く熱情を持つた方で受刑者の教化に非常な適當な方があれば全部私の方で歡迎してお働きのしたいかようなふうに考えております。第二の刑務所長に僧侶を使つてはどうかというお問い合わせでございます。私の方は刑務所長が在來固有の刑務職員からでなければならぬとは考えておりません。従つて本當に熱情をお持ちになる方、又最も適當だといふ方につきましては、今後民間の方にもお願いしてみたらどうかといふふうなことを私考えております。但しその人の問題にならうと思ひます。僧侶であるがために刑務所長にすると、僧侶でないからどうだといふのでなしに、これも適當な方であれば民間の方も今後刑務所長としてもお働きのしたいと考えております。その次に僧侶の方を事務官に採用してはどうかという点であります。私もこの点必要を感じまして、最近旧教誨師を

してゐた方を私の方の局に事務官として来て頂きて、目下教化の事務に就いて働いて貰つております。尙四人の教化につきまして、寺院その他に、所外の所に通わしてみるのはないかという点であります。この点につきましては、目下監獄法改正に關連いたしまして種々議論の出ているところでありまして、御趣旨の点も參照いたしまして十分研究してみたいと存じております。

○山下義信君 只今行刑局長から大變誠意のある御答辭を頂きて感謝いたします。私のお尋ね申し上げたのは、実は東西兩本願寺から特に私に機會を得て當局にお願ひ申上げるようにということ、お尋ね申上げたのでございまして、いずれも多大な御理解を頂きて有難い御答辭で、私としては厚く御礼を申し上げます。從來宗教家、特に佛教家が刑務所の教誨事業に多年努力して参りましたことはお認めの通りでございます。今回新憲法の趣旨に則りまして、それが制度、その他におきまして一変をいたしましたこと、延いては或いは當局におきまして宗教といふものを行政政策の上に或いは軽くお扱いになるのではないかと、いふやうないろいろ杞憂があり、關係者などが憂慮いたしておりましたのでございまして、どうか当局には一つ從來の立場の上でいたさなければならぬことではございませうけれども、何れも一派には偏しません。佛教とは限りません。キリスト教各派を問はず、宗教といふものを重く用ひますという点に一層の熱意を頂きたいというところが、民間聯盟の方面におきま

する希望でございます。これは、司法當局の御承知の通りでございます。只今の御答辭は關係者が痛く喜ぶところであらうと存じます。どうぞこの上とも宜しくお願ひ申上げたいと存じます。

○委員長(伊藤修君) この問題はこの程度で打ち切られて、刑法の質疑に移ります。御質疑のあります方はこの際發言をお願いいたします。

○大野幸一君 私は前回二百三十條の二の三項について立法の御趣旨を伺いました。そこで疑問とせられるのは、今回名譽毀損を一年より三年に引上げて、いわゆる加重することになつたのであります。それは即ち個人の人權、名譽權を尊重することに相成ることと思ふのであります。ところが公務員なるが故にこれを差別待遇として宜しいか。憲法十四條との關係に至ると、この解釋をどういふにされるのかといふことを伺ひたいのであります。もとよりこの社会的身分ということに對して、公務員であらうと、又公務員の候補者であらうと、一般國民であらうと、法の前は平等という立場にある。その平等という意味が、受ける側において、名譽權を尊重される観点からしても同様でなければならぬと思ふのであります。ところが三項によると、その名譽權がないことになるのであります。他の目的を達するため、又他の權利を失うといふこともどうかと思ふのであります。この点をよく御了承を願ひたいと思ふのであります。

○政府委員(國泉榮君) 只今の御質問は、憲法第十四條との關係におきまして、國民は、法の下に平等であつて、

人種、信條、性別、社会的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社会的關係において、差別されない。この憲法の十四條と二百三十條の二の第三項とは相反するのではないかと。公務員並びに公務員の候補者のみに關しましては、單に事實の眞否を判斷いたして、眞實なることの証明がある場合には名譽毀損罪は成立しないけれども、虚偽の場合にのみ成立する。この規定は憲法十四條に反するところではないかといふ、こういう御質問のことと承知いたしました。が、成る程公務員又は公選による公務員の候補者は一つの社会的地位といふことは言えるのだらうと存ずるのであります。併しこの犯罪によりまして、身分によつて刑法の全般的規定におきまして、かような身分によりまして刑法上の取扱を異にするといふのは外にもあるものでございまして、憲法に言うところの法律の前に平等だといふ趣旨とは、この規定自体は相反しないものと思ふのでございまして。と申しますのは、この身分に隨伴しまして犯罪の構成要件を異にするといふことだけでございます。特に公務員であるからして、これを名譽毀損の保護の対象にしないとか、或いはするとか、こういう点ではないかと考えるのであります。公務員に隨伴するところの當然の問題といたしまして、單に事實の眞否を判斷するに止めたといふに過ぎないものと考えておる次第でございます。

○齋藤雄君 私も二百三十條の二の第三項について伺ひしたのであります。が、これは前にお伺ひしたのであります。が、尙確かめて置きたいと思ふのであります。三項の規定によるといふ

と、公務員又は公選ニ依ル公務員ノ候補者ニ關スルものは、私行上に互ることであつても公共の利害に關することである。専ら公益のものであると見て、そうして事實が眞實であつた場合には罰しない、こういう規定であります。が、これは非常に公務員に對して高い理想を掲げたと思はれるのであります。苟くも公務員が人から非難されるやうな行爲があつてはいけない。こ

ういふ非常に高い理想を掲げたのであります。が、公務員の場合にはそれで宜しいと思ふのであります。が、公務員の候補者の場合においては非常な弊害を來すのではないかと。こう考えるのであります。この規定があるために副作用として重大な弊害がある。こ

ういふ非常に高い理想を掲げたのであります。が、公務員の場合にはそれで宜しいと思ふのであります。が、公務員の候補者の場合においては非常な弊害を來すのではないかと。こう考えるのであります。この規定があるために副作用として重大な弊害がある。こ

ういふ非常に高い理想を掲げたのであります。が、公務員の場合にはそれで宜しいと思ふのであります。が、公務員の候補者の場合においては非常な弊害を來すのではないかと。こう考えるのであります。この規定があるために副作用として重大な弊害がある。こ

しても政府ではこれはこのまま削除す
て、服用されるような場面が非常に多
れを保護しないという理由はないよう
のであるから、むしろこの際三年以上
しましても、ないにいたしましたも、こ

どうかという点であります。私もこの点必要を感じまして、最近旧教師を

とて、國民は、法の下に平等であつて、

は、憲法第十四條との關係におきまし

が、尙確かめて置きたいと思ふので

いかにこのように考へておるのであ

しても政府ではこれはこのまま削除する
ことはできないという……これは例
外論でありますから、そういうことを
御質問するのはどうかと思ひますが、
参考のために、これをどうしても通さ
なければいかんというのであるか。或
いは一應こう出したけれども行使す
るものでない。自由を考へて政府とし
ては困らないのかどうかであるかとい
うことを伺ひたいのであります。

○政府委員(國宗) お話の如く、
この規定は不必要に濫用される虞れが
あると私は考へております。殊に公
選による公務員の候補者に対しては
は、只今お話のような事態も恐らく度
度起るのではないかと。これはこの規定
の趣旨から申しますと甚だ遺憾なこと
でありまして、本來は公選による公務
員は一般の公務員以上に今後の日本の
状態からいつて相当重なることであ
りますので、従つてこの全般の非難の
対象にせしめるということは妥當であ
ると考へておりますけれども、併し今お
話のようなさういふ逆効果というもの
が発生することは、この規定では当然
起つて来る。従ひましてその逆効果を
も尙忍びまして、今日の情勢から考へ
まして、公務員の資質を向上するため
にはこれが必要であらう。かような考
えからこの案を作成した次第でござい
ますが、併しその点につきまして、私
共といひましてさういふ考へ方で出
発はしております。この原案につき
まして政府としては責任を持つてお
るわけでありまして、飽くまでこれを固
執するといふ考へはありませぬ。

○小川友三君 二百三十條ノ二の第三
項につきまして同様に伺ひたいしま
す。特定の期限のある選挙に当りまし

て、惡用されるような場面が非常に多
いといふことは、政府御當局もややお
認め頂いたように思ふのであります
が、これは我々議員として次の選挙の
場合、或いは我々の選挙を度外視して
も、我々同胞が選挙に立候補する場合
に、非常に適用されることは事實であ
りまして、この場合に特に注意すべき
ことは、新聞紙が自由に発行されるた
めに、号外を撒かれるという手を使わ
れた場合には、特に辛辣に影響を來す
のであります。後になつてから裁判を
して、落選してしまつてから裁判を
するといふ氣力は、候補者としてなく
なりまして、落つてしまつた方がない
と尻尾巻いてしまつたか、或いは落胆
失望する状態になりますので、これは
どうしても候補者という名前はこの條
文から削つて頂きたいと思ひます
が、この問題につきましては特に司法
大臣の臨席を仰ぎまして質問をいたし
たいと思ひます。

○大野幸一君 今の憲法第十四條です
が、成る程法の下に平等という意味が
私の先程申上げたような場合に當ては
まるかどうかといふことについて、當
てはまらないだらうとお考へてあ
つた。私の記憶に間違いなければ、前
の委員会において不敬罪の廃止のこ
ろでしたか、政府のお方は、この條文
を援用されて、不敬罪は廃止するよう
になつたのであると、さういふふう
に御答弁されたように記憶するのであ
ります。さうすると天皇の御身分もまた
法の下に平等であるが故に、特別に保
護する必要がない。さういふことにな
れば公務員と國民との間に、特別に國
民に重く保護する。公務員に対してそ

れを保護しないという理由はないよう
に思ふのであります。私の質問の前提
においたこの前の政府委員の御答弁
が、私の考へておるような御答弁と違
つておつたならばともかくとして、こ
の点をお尋ねするのであります。

○政府委員(國宗) お答えいたし
ます。不敬罪即ち皇室に対する罪の点
に關しまして、前回申上げた点を御指
摘になりましたが、それはその通りで
あります。併しながらこの二百三十條
の二の第三項の場合におきましては
は、公務員という身分に隨伴してしま
う身分によつて犯罪の實質が重くな
る。さういふ考へ方でありまして、決
して憲法第十四條の法の下に平等であ
るといふ点に相背した考へ方ではな
い。かように考へております。

○鬼丸義壽君 第二十五條の刑の執行
猶予の條件が非常に拡大されてしま
つて、三年以下の懲役に対して執行猶予がし
得られるようになったのであります。
これで大體刑法中にもあります強盜罪
なども、酌量減輕されますといふ
と救われることになるのであります
が、私は百尺竿頭一歩を進めて、強盜
傷人、それから強盜強姦、この罪は短
期が七年以上になつておりますため
に、執行猶予の規定より除外されるこ
とになります。近來の強盜或いは傷
害、若しくは強姦といふような事件に
おきまして、程度のひどいものと極
めて輕微なものがありますことは、御
承知の通りであります。執行猶予の恩
典も、法の上に與え得られないといふ
ことは、大變不均衡に失するやうな場
合が少くないのであります。私はすで
に長期において重刑を以て臨んでお

のであるから、むしろこの際三年以上
といふのを、もう少し上げようといふ
ことは無理だと思ひます。故に強盜い
わゆる強盜傷人、この罪を短期を五年
にして、さうして五年若しくは六年、六
年といふのは余りちよつと例がありま
せんが、仮に六年まで下げるとするな
らば、酌量減輕の場合に、執行猶予の
規定によつて救ひ得られる場合がある
と思ひます。例えば強盜であつても極
めて輕微なる強盜であり、同時に又傷
害に属したとしても殆んど名だけの傷
害に属するやうな事件も、裁判所に懸
属しますといふことは、御経験あられ
る通りと思ひます。又強姦の場合にお
きましてその例に洩れざる情狀の見
るべきものがあると思ひます。故に折
角さうした機会に、拡大いたします機
會に、やはり強盜傷人並びに強姦の短
期刑を五年乃至六年に引下げるとい
ふ御意見はないかどうかといふことを先
ず伺ひます。

それから次の問題は、すでに憲法に
おいて戦争放棄の定めができました。
第九條であります。ところがこの國交
に對します規定を見ますとさういふと
第九十三條に「外國ニ對シ私ニ戰闘ヲ
爲ス目的ヲ以テ其予備又ハ陰謀ヲ爲シ
タル者ハ三月以上五年以下の禁錮ニ処
ス」といふ規定がございまして。すで
に予備や陰謀を始めておりますのであ
るならば、戦争放棄を聲明いたしました
ならば、ひそかに戰闘を開始した者
に對しまする処罰規定といふものがあ
りますことは、私は當然でないかと
思ふのであります。これはやはりこの
一面、國際信用を高める意味におきま
しても、さうした該当事者は、あり得な
いであらうが、仮にあるとい

しましても、ないにいたしましたも、こ
の規定を作つて嚴重なる刑罰を以て臨
むといふことでなければ、その人格を
疑はれることになりやしないかと思
ひます。戦争放棄の宣言をいたしました
以上は、續いてこれに違反する者に對
しましては嚴重なる刑罰を以て臨む。
さうならなければ既に予備陰謀にお
いて処罰規定がありますのに、それよ
り進んだ行為に對する一切の加重的規
定がないといふことは、首尾相合わな
いといふ氣がいたします。それに對し
まする政府の御所見を伺ひたいと思
ひます。

更に二百三十一條の侮辱罪の規定を
原案を削除しておるやうであります
が、私はむしろこの際さうした侮辱罪
に對しましては、削除どころでなくし
て、一段と從來よりも重い刑を以て臨
む必要がありはしないかと思ひます。
既に對外的に對して戦争を放棄して
おります。對内的にもやはり人間は人間
らしく生活をして行かなければならん
ことになるのであります。然るに、む
しろこの戦争後におきます道義の類
に對しては、これに對しては、さうした人
を侮辱するやうなふうの行為に對しまし
ては、私はむしろ嚴重な規定を以て臨
むことこそ然るべきでないかと思ひま
す。殊に皇室に對する罪におきまし
て、このたびは廢止に原案はなつてお
ります。若しそれ我々個人の場合に別
といたしまして、少くとも皇室に對
しまする不敬罪の規定すらないのであ
りますから、今我々の國民的感情を
以ていたしまして、皇室に對しまする
侮辱的態度をとりまして、法の上に
おいて更にこれを処罰するところの規
定がないといふやうなことはあり得な

いと思ひます。ひとり皇室に對しまするばかりでなく、我々個人といひまして、國民としまして、時代に對しまして、むしろ侮辱罪は從來よりも重き刑を以て處む必要があると思ひます。この点に對しまする政府の御所見を伺ひたいと思ひます。以上です。

○政府委員(國宗榮君) お答えいたします。改正法の第二十五條に關連いたしまして、強姦、強姦、強姦傷人等の罪について、執行猶予の處置ができるように、その短期刑を下げてはどうかという御質問でございますが、お説の通り、強姦強姦、或いは強姦傷人というやうなものの中には、非常に輕微なものと考へられるものもあるものでございまして、この法定の刑を盛りましますことが、事案に對しまして甚だ苛酷に當るやうに考へられるものもあると存するものであります。併しながら本來強姦強姦、強姦傷人という罪は、非常に凶惡な犯罪でございまして、これがこのまゝ行なはれますというところは、実は普通の場合におきましては、執行猶予等を以て考へられない犯罪であらうかと考へております。併し法律のこの條文に當てはめます場合に、實體を以て論ずることは非常に苛酷と思はれるものが、やはり本條に照らしまして、強姦強姦、強姦傷人という場合が生じまして、その場合に、執行猶予とすることを妥當とするといふことに考へられるときに、甚だ法定刑では不備であるといふ点が考へられますので、その点につきましては、お説は誠に御尤もと存するものであります。そういう場合におきまして、このたびの刑法改正の際に、この短期刑を五年或いは

六年に低下するといふことについて考へないかといふことでございしますけれども、本來が凶惡な犯罪、先ず執行猶予を以て處むことがいかと思はれる犯罪だといふやうに考へられませんでしたので、短期刑に關する考慮をいたさなかつた次第でございします。假に強姦傷人、強姦強姦等を以て論ずることが、甚だ事案に對して妥當でないといふやうに見られる場合においては、或いは連用におきまして、強姦或いは強姦、或いは傷人のみで処罰する場合があり得るのではないかと考へております。併し尙お説に對しましては、刑法を全面的に改正する日も近いと存じます。更に刑法九十三條の私戦の予備につきまして、憲法において戦闘を放棄した我が國において、私戦の予備を罰する規定を持つておられながら、その実行行為を罰しないのはいかかといふ御質問でございします。この点におきましては前回既に御質問頂きました。當時研究いたすことにいたしました。現行法におきましてはこれがなくなつております。その理由につきましては、実は手許にあるものにつきましては、取調をいたしました。どういふ理由であるかよく分りかねるのであります。併し實際の問題をいたしましては、陸軍刑法に強姦の罪がありまして、並びに當時は軍備を擧げておりましたので、いわゆる兵力を動かして他國と戦争をなす、戦闘をなすといふ場合は、これまでの國家におきましては軍隊を私に使うといふ、いわゆる陸海軍刑法

の擅權の罪によつて殆ど目的が達し得られるといふやうに考へられたので、特に実行規定を置かなかつたのではなからうといふやうに考へられるのでございします。今後必ずしもこのやうな事態が発生するかどうかにつきましてはよくまだ見當も付きませんが、殆ど発生する事態はないのではないかと考へるやうに考へられます。又戦闘する場所等に關連いたしまして、我が國が四面海を以て囲まれておられる。國內においてやういふ戦闘が開始されるのか、或いは國外においてされるのか、實際問題になります。その邊のところがはつきり見極めが付き難い。並びに予備と隠謀を罰して置けば、我が國のやうな國柄におきましては、実行行為まで処罰する規定を設けなくても十分ではないかといふやうに考へております。併し實際の問題をいたしましては、九十三條の規定自体につきましては、この度の改正に當りましていろいろ考へたのでございします。まだ我が國は占領下の事態にありまします。今後の條約關係がどうなりましますか、そういう点も考慮いたしまして、刑法改正の際にもう一應この点を取上げて考へてみたい。こゝういふ趣旨からこの点に觸れなかつたのであります。お説の通り憲法の關係法規の趣旨を刑法において明らかにいたしました。そして尙外國の信頼を得るといふことにつきましての御意見御尤もと存じますが、その点まだ実は考へ及ばなかつたのでございします。次に侮辱罪を削除いたしました点でございします。侮辱罪を削除いたしましたのは、この前も申し上げました通り、感情等の發露によりまして極く輕

微な所爲であるといふ考へ方から、今日の言論を自由にいたしました世の中からみまして、侮辱罪は削除した方が宜しいと、かような観点からこれを削除いたしましたわけにございしますけれども、併しながら更に逆に、今日のやうな言論の自由になればなる程お互ひの人格を尊重いたしまして、言動等において間違ひのないやうにすることが我々としては望ましいことであるといふ観点からいたしまして、この削除は削除の意味も非常に稀薄になると存するものでありますけれども、一應言論の自由を尊重するといふ趣旨におきまして、お説のやうに皇室に對する罪を削除いたし、更に國交に關する罪を削除いたしました。その結果におきましては、この侮辱の規定を削除いたしましたために生じます不都合といふものは、相當あるものと私共は考へております。立案の趣旨は只今申上げた通りであります。この点よく御批判を願ひたいと思ひます。

○小川友三君 刑法の第二十六條に一項を加えるといふ……罰金に處せられた場合に体刑の執行猶予は取消されるところといふ意味を……新憲法によりまして、國民はいかなる奴隸的拘束も受けないといふことであるが、又國民は個人として尊重されるところといふ新憲法、國民はすべて基本的人權の享有を妨げられないといふ新憲法、憲法が國民を保障する。自由及び權利を尊重しておる。そこで又憲法を濫用してはならないといふ條項が第十八條、十三條十一條、十二條に明記されているのであります。

この罰金に處せられた場合は、罰金の執行猶予は取消されることがあつても、罰金により體刑の執行猶予は取消されるところの條項に對しまして、絶対に反對するものであります。強姦以上の刑に處せられなかつたならば執行猶予は取消にならなかつたのでありまして、それを新憲法になつてからそれよりも遙かに罪を重くしまして、國民は奴隸的拘束を受けるかの感を生ずるところの、自由を束縛するかの感を生ずるやうな、こゝした旧憲法より重い條項に對しまして、絶対に反對するものであります。これに對しまして政府當局はどういふ所見を持つておられますか。お尋ねします。

○政府委員(國宗榮君) お答えいたします。猶豫ノ期間内更に罪ヲ犯シ罰金ニ處セラレタルトキハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スコトヲ得。二十六條の次にこの一項を加へましたのは、前回に御説明申し上げましたやうに、罰金刑に對しまして執行猶予を認めておられますので、その場合に更に罰金に處せられた場合にその執行猶予の取消をすることができるところに相成つております。ところが一般の體刑に關しまする執行猶予につきましては、これまで禁錮以上の刑に處せられなければ執行猶予の取消の言渡をしないことになつておりましたが、罰金刑に處せられたことを以て罰金の執行猶予の取消事由とした場合上、體刑に處せられなかった場合において、更に猶豫期間内に罰金に處せられた場合におきましては、この罰金に處せられたことを以て執行猶予の言渡を取消す事由といひ

たのでございまして、その点につきま 通りの理由でありますから、どうぞそ 日にあげてしまひたいと思ひます。二

改正の際に、この短期刑を五年或いは
私に使うという、いわゆる陸海軍刑法
に、感情等の発露によりまして極く軽
あります。
執行猶予の言渡を取消す事由といはし

たのでございまして、その点につきま
しては只今御指摘になりました憲法の
條章とは別に相容れないものではない
とかように考えております。

○小川友三君 憲法の第十二條に、「こ
の憲法が國民に保障する自由及び權利
は、國民の不斷の努力によつて、これ
を保持しなければならない。又、國民
は、これを濫用してはならないのである
つて」という條項がございしますが、政
府も國民であります。これを罰金を取
消して体刑の執行猶予が生ずるという
ことは、非常に罪が重い法律でありま
して、法を運用する側は非常に難い問
題であります。罰せられる方は非常
なる苦痛でありまして、これは罰金の
執行猶予は罰金によつて、執行猶予を
取消すが、体刑はやはり禁錮以上の刑
に処せられた場合という、いわゆる旧
刑法の條項によつてやつて貰いたい
のであります。これに対する明確な区
別、罰金の執行猶予は罰金を科せられ
た場合はこれを取消す。体刑の執行猶
予は禁錮以上の刑に処せられた場合は
これを取消すということに対して、政
府の明確なる御答弁を、政府委員の方
がその問題に対してでございせんまし
たら、大臣にお願いをいたします。

○政府委員(岡田善一君) お答えいた
します。結局只今申上げました理由に
よりまして、罰金に処せられたことを
以ちまして、体刑に処せられる言渡が
あつた場合の取消し事由にいたしました
のであります。この点につきましては、
お説の如く罰金に対しては罰金、体刑
に対しては体刑というように改めると
いう御意見は、これは御意見として承
いいたしますけれども、政府として原
案を出したのは只今申上げました

通りの理由でありますから、どうぞそ
の点は御了承をお願いしたいと思います。
○齋武雄君 私には刑法五十五條の削
除、連統犯の削除であります。これ
についてお伺いしたいのであります。
連統犯は一箇の罪であつて新罪である
という原則からこれを削除したもので
あらうと考えるのであります。連統
犯を全部その法則通り処分することに
なりますと、非常に繁雜であると私は
考えるのであります。それでありま
すから、連統犯の場合においては、具
体的な事実について適當と考へた具體
的であることと考へるより外ないと
考へるものであります。政府におい
てはこの連統犯を削除した結果、具體
的に全部やるのであるか。或いは適當
に考へて適當性ということ考へるの
であるかどうか。この点についてお伺
いたします。

○政府委員(岡田善一君) 勿論適當性
を考へまして、全部溝洫い式にやると
いう考へでこれを削除した次第ではな
いのでございまして、それは運用にお
きましてその適當性を得た処置を得ら
れるように努力したいと思ひます。
○委員長(伊藤修君) それでは刑法に
對する質疑は一應この程度で以て打切
りまして、その余は懇談会においてお
打合せいたしたいと思ひます。尙この
際ちよつと申上げておきますが、明日
は裁判官及びその他の裁判所職員に分
限に關する法律案、裁判所予備金に關
する法律案を主として審議いたしまし
て、時間がありませんでしたら、皇族の身
分を離れた者及び皇族となつた者の戸
籍に關する法律案並びに罹災都市借地
借家臨時処理法の一部を改正する法律
案、この二案の予備審査を明日と明後

日にあげてしまいたいと思ひます。二
十二日から二十五日まで民法の改正法
の研究のために委員会を休みまして、
二十六日に民法及び家事審判法案の審
議に入りたいと思ひます。こういう順
序で進めて行きたいと思ひますから、
どうぞよろしくお願ひをいたします。
本日はこれを以て散会いたします。明
日は午前十時から開会いたします。
午後四時五分散会
出席者は左の通り。

理事 伊藤 修君
委員 鈴木 安孝君
松井 道夫君
大野 幸一君
齋 武雄君
池田七郎兵衛君
鬼丸 義齋君
鈴木 順一君
岡部 常君
小川 友三君
來馬 琢道君
松村 眞一郎君
宮城タマヨ君
山下 義信君
阿竹 齊次郎君
政府委員
司法事務官(刑事局長) 國 宗 榮君
司法事務官(行刑局長) 岡田 善一君
証人 東京大学教授 古畑 種基君
慶應義塾大学教授 安藤 晝一君

昭和二十二年九月三十日印刷

昭和二十二年十月一日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局